



待機する透析患者のみなさん（都庁第一本庁舎 5 階大会議場）

第 6 章

被災者の受入支援

第 1 節 緊急受入

第 2 節 避難者支援

発災後から、被災地では食品や医薬品が不足するなど生活環境が著しく悪化し、多くの被災者が避難を開始していた。

また、平成23年3月11日には、東京電力福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に避難指示が発令され、翌12日には半径20km圏内に拡大されるなど、福島県では多数の避難者が発生した。

そのため、県外避難者の相当数が都内に避難することが予想されたことから、受入態勢を整えることが急務となっていた。

発災後の被災地の状況を踏まえ、都は、同年3月17日

に緊急で避難施設を開設し、その運営を行うなど、避難者の受入れ態勢を整えた。

都内避難者数は、震災以降増加を続け、平成24年4月に9,505名と最大となったが、その後は減傾向にあり、平成27年3月時点で7,434名となっている。

都は、現在も避難者を支援するさまざまな事業を行っており、避難者支援に取り組んでいる。

本章では、こうした緊急受入事業、その後の主な避難者支援事業の経緯、内容、課題等を紹介する。

【避難者支援(事業の概要)】

	所管局	支援概要	事業名	実施根拠	実施財源	実施期間	備 考
緊急受入	教育庁	児童・生徒の受入	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金交付要綱(文科省)	国 費		
			東京都被災児童生徒就学支援等事業*	東京都被災児童生徒就学支援等事業補助金交付要綱(都)	国からの「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を、「東京都高等学校等生徒就学支援基金(生活文化局所管)」に積み立てて実施	平成23年8月30日～	*東京都被災幼児就園支援事業、東京都被災児童生徒就学援助事業及び東京都被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業 平成27年度以降は、単年度交付金事業として継続
			東京都立高等学校等修学旅行等給付金	東京都立高等学校等修学旅行等給付金交付要綱(都)	都一般財源	平成23年7月1日から24年3月31日まで	平成24年度以降は東京都立高等学校等被災生徒支援給付金へ統合
			東京都立高等学校等被災生徒支援給付金	東京都立高等学校等被災生徒支援給付金交付要綱(都)		平成24年4月1日～	
			東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業	東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業補助金交付要綱(都)		平成23年7月15日～	
			BumB東京スポーツ文化館の受入れ			平成23年3月24日から24年3月30日まで	・BumB東京文化スポーツ文化館の受入れは、受け入れていた児童の居住先が決まり、支援が不要となったため、閉所

【避難者支援(事業の概要)】

	所管局	支援概要	事業名	実施根拠	実施財源	実施期間	備 考
緊急受入	教育庁	児童・生徒の心のケア	被災地児童・生徒へのスクールカウンセラーの派遣・電話相談等(心のケア支援事業)	・[緊急スクールカウンセラー等派遣事業]委託要綱(文部科学省)	都一般財源	平成23年から26年3月31日まで	平成25年度末事業終了(各学校での相談については、小・中・高校全校へ配置しているスクールカウンセラーで対応、電話相談については、教育相談センターの通常業務の中で対応)
避難者支援	都市整備局	住宅の提供	都営住宅等の提供	災害救助法に基づき被災県からの応援要請	災害救助法に基づき被災県(→国)へ求償	被災県の応援要請に基づき、平成23年4月1日から実施。住宅提供期限は・福島県からの避難者・平成28年3月31日まで・岩手県、宮城県からの避難者・入居から5年間	現在、国の通知により、被災県の判断で1年を超えない範囲で供与期間を延長
			民間借上げ住宅の提供	災害救助法(「災害救助法の弾力運用について」平成23年3月19日付厚生労働省通知)		被災県の応援要請に基づき、平成23年6月20日から実施住宅提供期限は上記と同じ	
	福祉保健局	孤立化防止事業	戸別訪問活動、サロン活動等	・避難者の孤立化防止事業実施要綱(都)	都一般財源	平成23年7月5日～	
	水道局	使用料の減免	水道料金の減免	東京都給水条例30条第1項	水道事業の減収分に対して、一部を一般会計から補填して実施。	平成23年3月11日から28年3月31日まで	平成28年4月以降は未定
	下水道局		下水道料金の減免	東京都下水道条例20条第1項	下水道事業の減収分に対して、一部を一般会計から補填して実施	平成23年3月11日から28年3月31日まで	平成28年4月以降は未定
	産業労働局	就労支援	緊急雇用創出事業	緊急雇用創出事業等実施要領(厚労省)	国からの「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を、「東京都緊急雇用創出事業臨時特例基金」に積み立てて実施	平成23年5月2日から24年3月31日まで(震災対応事業)	国から平成25年度末で事業終了と示されていた
				東京都緊急雇用創出事業実施要綱(都)等		平成23年11月21日から26年3月31日まで(震災等緊急雇用対応事業)	
			緊急就職支援事業	東京都緊急就職支援事業実施要綱	都一般財源	平成23年8月29日～(専門相談窓口の設置)	

東京都による都内避難者

1 都内避難者数の推移

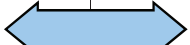
- 都内避難者数は、震災以降増加を続け、平成 24 年 4 月に 9,505 名と最大となったが、その後は減傾向にあり、平成 27 年 3 月現在
- 都道府県別では、平成 25 年 7 月に山形県の 8,669 名を上回り、初めて全国最多の 8,851 名となり、以来、最多である。

都内避難者数 (復興庁の全国都道府県別調査 (平成23年6月から実施)より)	平成23年			24年				
	6月	9月	12月	3月	4月	6月	9月	12月
	6,929	8,487	8,973	9,292	9,505	9,453	9,397	9,177

*ピーク

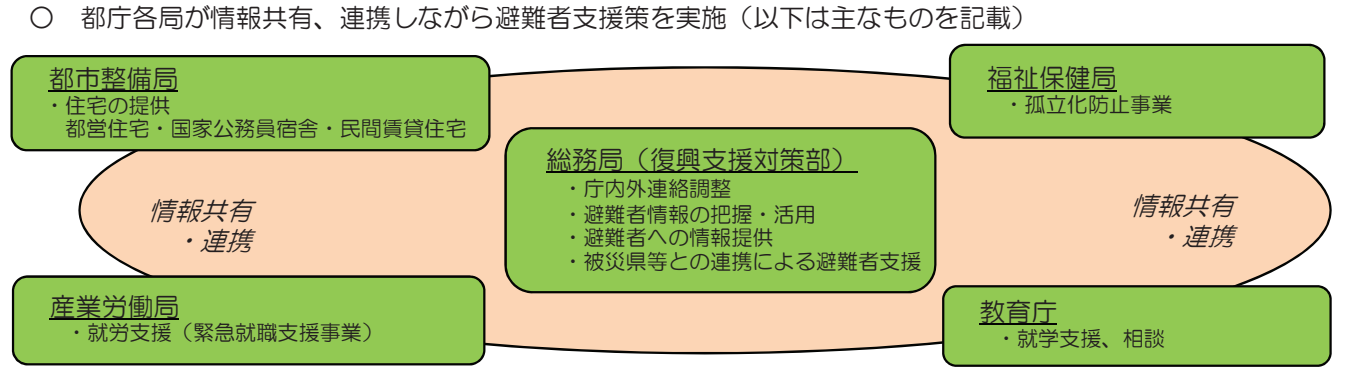
2 都による受入れの経緯

- 《避難所》
- 震災まもなく、平成 23 年 3 月 17 日から東京武道館、味の素スタジアム、同月 22 日から東京ビッグサイトの都立施設において、
 - その後 4 月以降は、避難の長期化に伴う避難者の方々の精神・肉体的負担を軽減し、かつ増え続ける新たな避難者の方々に対応す避難所として活用し、受入れを継続した。
- 《応急仮設住宅》
- 都営住宅や国家公務員宿舎東雲住宅においても、4 月以降一時提供住宅としての受入れを行っていたが、更なる避難の長期化して応急仮設住宅に位置づけた。
 - 応急仮設住宅の入居期間は、これまで数度の延長を行い、現在は、岩手県及び宮城県の避難者は「入居日から 5 年間」、福島県の

種別	施設名(所管局)	平成23年							
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
避難所	東京武道館 (スポーツ振興局)				期間:平成23年3月17日から同年4月24日まで 最大受入数:362名				
	味の素スタジアム (スポーツ振興局)				期間:平成23年3月17日から同年5月22日まで 最大受入数:187名				
	東京ビッグサイト (産業労働局)				期間:平成23年3月22日から同年4月24日まで 最大受入数:162名				
	グランドプリンスホテル赤坂 (都市整備局)							期間:平成23年4月9日から同年 最大受入数:788名	
	東京セントラルユースホステル (産業労働局)							期間:平成23年4月3日から同年 最大受入数:58名	
	都職員共済組合施設 (職員共済組合)							期間:平成23年3月18日から同年 最大受入数:158名	
	都内ホテル・旅館等 (産業労働局)					期間:平成23年4月24日から同年12月15日まで 最大受入数:549名			

種別	施設名(所管局)	平成23年	平成24年	平成25
応急仮設住宅	都営住宅・国家公務員宿舎等 (都市整備局)	新相(12規談月受終28入了日) ○ 期間:平成23年4月1日～岩手県及び宮城県の避難者 ○ 受入状況:2,767名、1,213世帯(平成27年3月末現在)		
	民間賃貸住宅 (都市整備局)	新相(12規談月受終28入了日) ○ 期間:平成23年6月20日～岩手県及び宮城県の避難者 ○ 受入数:601名、274世帯(平成27年3月末現在)		

3 都庁各局の主な役割



への支援について（概要）

7,434 名となっている。

25年					26年				(単位:人)
3月	6月	7月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	27年
3月	6月	7月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月
9,037	8,875	8,851	8,797	8,048	7,933	7,798	7,659	7,553	7,434

* 山形県を上回り全国最多

災害救助法上の避難所としての緊急受入れを実施した。
ため、グランドプリンスホテル赤坂や都内ホテル・旅館等の協力を得て、事業者施設を
や避難者の増大に対応して、6月20日から民間借上住宅における受入れを開始するとともに遡及
避難者は「入居日から平成28年3月末日まで」となっている。

11月	12月
6月30日まで	
7月15日まで	
7月31日まで	

年	平成26年	平成27年	平成28年
は「入居日から5年間」、福島県の避難者は「入居日から平成28年3月末日まで」			
は「入居日から5年間」、福島県の避難者は「入居日から平成28年3月末日まで」			

4 避難生活の長期化を踏まえた支援

- 被災地の復旧・復興に向けた取組が徐々に進む一方で、特に福島県からの避難者を中心に避難生活の長期化が見込まれる。
- 都内避難者からも、住宅の提供など長期化する避難生活を支える支援へのニーズが大きい。
- 被災県の要請や避難者の要望に応え、都内で安心して避難生活を送れるよう、以下のような生活全般にわたる支援を実施。
- ◇住宅の提供
 - 都営住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅等

◇窓口・相談
 - 総合窓口相談
 - 就職相談、就学相談等

◇各種支援策の情報提供
 - 月2回の各戸配付による情報提供
 - ホームページ、ツイッター、情報コーナー
 - 区市町村、社会福祉協議会による情報提供協力等

◇孤立化防止
 - 地域で行う交流会、戸別訪問の支援

◇上下水道料金の減免

◇被災県との連携強化
 - 所在情報の共有、避難者への適切な情報提供等

◇被災市町村との連携強化
 - 住民説明会の都内開催支援等

第1節 緊急受入

1 受入支援の経過

被災者の受入支援の取りまとめ（インタビュー）

大震災とその後の原子力発電所の事故により、被災地から多くの被災者の方が都内に避難されました。都は、各局を総動員し、避難者の受入に当たりましたが、時間的余裕はありませんでした。総務局は、避難者に対応するため、急きょ行政部を中心に特命チームを編成し、各局の調整等を行いました。ここでは、その中心人物である、当時の行政部区市町村制度担当部長に話を伺います。

【発災直後の経緯】

Q：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：3月14日（月）からの1週間は原発事故の影響で飲料水の問題が生じていました。私のいた行政部では、担当職務の一環として、入手困難となっていたペットボトル等を区市町村経由で配布する対応などを、関係局と連携して行っていたと記憶しています。

その後、3月20日（日）に総務局総務部長からの呼び出しがあり、登庁すると、総務局長より都内避難者受入担当の特命を命じられました。

その当時、避難所として既に東京武道館と味の素スタジアムは機能していましたが、長期化する見通しだったため、全庁的な運営体制が組みられました。東京ビッグサイトについても既に22日の開設が決まっていました。

実際の避難所は、避難者の皆さんが一斉に押し寄せてくるということではなく、24時間、バラバラと人が来ていました。そのため、各施設の所管局は24時間受付ができるように、苦心してローテーションを組んでいました。

【避難者受入対応と各局との調整】

Q：避難所運営に携わる中でご苦労されたことをお聞かせください。

A：避難所の食事について災害対策基本法によると無料配布しなければならず、急遽食事を用意することになりましたが、人数分の食料を確保する必要があり、真夜中に施設所管局の職員自ら弁当を購入し、タクシーで避難所まで運搬したこともありました。

避難が長期的になることを見越して、次の受け皿探しを3月末から4月初め頃に開始しました。当時の知事も局長も、東京は最後まで避難してくる方を責任持って受け入れるという方針でしたので、赤坂プリンスを管理する都市整備局、アジュール竹芝を管理する共済組合、そし

て、国の観光庁をはじめ、さまざまな機関と調整しました。各施設の所管局には、配置する人員や労務管理など、大きな負担を掛けざるを得ず、本当に申し訳なかったと思っていますが、本当に真摯に対応していただきました。

【二次避難所への移動】

Q：一次避難所から二次避難所への移動について、ご苦労をお聞かせください。

A：一次避難所ではプライバシーの確保が出来ないことから、大多数の避難者はホテルなどに移りたいという希望でしたが、一方、ひとりになるのが不安だという理由で、個室に移るのをいやがる年配の避難者もおられ、説得に苦労しました。避難者の考え方は、人それぞれであり、一様ではないことがよく分かりました。

また、避難が長期化してくるにつれて、学校や職場との利便性などの面から、二次避難所について様々な条件が避難者から出されるようになりました。彼らとのミスマッチが生じ、それらのニーズにわれわれが追いつかない面があり、苦労を重ねました。

また、避難民同士でコミュニティを作ろうという要望もあり、賛同する方がほとんどでしたが、中には関わりたくないという方もいました。さらに車で避難してきている方も多く、都営住宅等に移る場合など、駐車場の調整に苦労する場面も多々ありました。

二次避難所については、災害対策住宅に備えなければならないものが法令等で決まっており、それは照明器具、ガステーブル、冷蔵庫、テレビ、布団だったと記憶していますが、短期間内にそれらを揃えるのに苦労しました。また、基本的に現場のことは所管局がよくやってくれましたが、法律との整合性とか制度の問題になると、所管局では対応しきれず、それが全部総務局に来るため、その対応に苦心しました。

【復興支援対策部への引き継ぎについて】

Q：都内避難者支援課の設置経緯を、お聞かせください。

A：5月末になると、私の本来の職務である都区制度の交渉を再開する動きがあり、そのための準備が必要になりました。これまで活動していた私たちのラインと後任の部長のラインが約半月並行して引き継ぎを行い、8月に部が作られ、私は担当をはずれました。後任の部長には、引き継ぎ期間中、実際に都内避難者の受け入れ現場を経験していただいたので、そのノウハウや実態を理解してもらっていたと思います。

【東日本大震災の教訓等】

Q：今回の経験で、教訓になったことや今後の課題がありましたら、お聞かせください。

A：いざ避難者を受け入れるとなると、受け入れ施設を管理する所管局が結局責任を持って仕事をしてもらわなければなりません、そこにどういうサポートができるか、全体的な視点から考えるのが総務局の役割で、その両方がないとうまくいかないと思います。また総務局には、避難が長期化した時に起こった様々な問題に対応するためのコントロールタワーとしての役割があったと思います。

スポーツ振興局にしろ、産業労働局にしろ、都市整備局にしろ、その場その場では厳しいやりとりもしましたが、でも最後は、それぞれが行うべきことをきちんとやったと考えます。

今後とも、コントロールする人間と、それに応じて動く人間が、きちんと連携できれば、何があっても対応できると思います。今回、都内避難者に関して、少なくとも私がやっていた時期は、実務を最も苦勞してやっていただいたのは各局の方々です。皆がやるべきことをきちんとやっていただいたことにはとても感謝しています。

平成27年2月5日

都庁本庁舎にて

元 総務局行政部区市町村制度担当部長

堤雅史氏のインタビューより

緊急受入の運営 (インタビュー)

東日本大震災では、多くの被災者の方が都内に避難されました。

その中で、スポーツ振興局(当時)は大規模施設を所管する局として、東京武道館と調布庁舎(味の素スタジアム)における緊急受入を開始します。

本稿では、東京武道館の緊急受入を直接担当された、元スポーツ振興局スポーツ事業部調整課長にインタビューし、その実像に迫ります。

【発災直後の経緯】

Q：発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：3月11日の午後は、外部の先生方を交えた会議を予定していましたが、発災後、会議を中止しようと電話しても通じなく、連絡に何時間もかかりました。

一方、スポーツ振興局(当時)としては、帰宅困難者に対応するため、東京体育館や東京武道館を開放するなどの大きな動きがありました。

17日午前中、震災に伴う原子力発電所事故で福島県から避難してくる方々の受入れを、当局所管の東京武道館と味の素スタジアムで、24時間体制で行うことが局内に伝えられ、その日から対応することができる職員は、ただちに名乗り出るように言われました。対応可能な職員は一旦帰宅し、宿泊の準備をして、武道館に集合しました。避難所は、その日の午後3時からオープンしました。

突然のことであり、事前の準備等は一切ありませんでした。

Q：東京武道館の当初の状況について、お聞かせください。

A：最初は、何もない、ただの体育館に人が住める状態を作らなければいけない状況だったので、第一陣の担当者は苦労したと聞いています。具体的には、大武道場に柔道の畳を敷いて寝るスペースを確保するとともに、卓球用の低いパーテーションを使用し、生活スペースを区分けしました。

職員は、受付、案内、物資の仕分け等、担当業務ごとに班分けをして、避難者受入れ体制を整えました。

17日は、避難者の数はそれほど多くありませんでしたが、17日夜に避難所開設がテレビで報道されると、18日朝から人が増えはじめ、私が第2陣として到着した18日午後3時には大混雑の

状態でした。受付にもたくさんの人がいました。

Q：その時の避難者は何人でしたか。

A：どのくらいの方がいたか分かりませんが、最大で362人と記憶しています。

【避難者受入の実際】

Q：その後の様子を、お聞かせください。

A：避難所の混雑状況は3月末まで一向に変わりませんでした。

責任者用の携帯電話は鳴り続け、警察や消防、区役所等からの連絡や、マスコミからの取材も多く、また、地域の人からも何かしたいという申し出などがありました。責任者と副責任者は、それぞれ業務用携帯電話を1台ずつ持っていましたが、副責任者が不在の際は、携帯電話を2台持っている状態になって、2台同時に持ちながら話すこともありました。

緊急事態ということで、当初、職員は、午後3時に到着してから翌日の午後3時まで24時間勤務で対応しました。夜も避難者対応等でほとんど休めず、せいぜい3時間寝られればいい方でした。昼は避難者のために全部使ったので、職員はPタイルの上に小さなマットを1枚敷いて、毛布にくるまって寝るような状態でした。

なお、勤務体制については、数日後に変えられました。

初期の頃は警察、消防、区役所との組織的な連携はなく、東京都で全部対応していました。その後、各機関から避難所運営について連携する旨の申し出があり、警察、消防、区役所の職員が、日中は常駐してくれるようになりました。特に区役所は住民対応に慣れている様子でした。

以下、細かい点ですが、支援物資については基本的に受け入れるようにしていましたが、何が不足しているか報道されると、同じ物資が集

中して届けられるようになりました。

平成27年2月10日

物資の配布は、ホールに並べ、必要な方が随時取るという形をとりました。

都庁本庁舎にて

また、ペット連れの避難者のために、ペットは別のエリアに隔離し、ケージも用意しました。

元 スポーツ振興局スポーツ事業部調整課長
篠祐次氏のインタビューより

車で避難してきた人のために、地下駐車場と、近隣の能力開発センターの校庭を使用しました。

消灯時刻や朝電気を点灯する時刻については、試行錯誤を繰り返しました。300人を超える集団のルール作りは、非常に難しい問題でした。

体調が悪い避難者が出た場合は、小さめの部屋に移ってもらって、医師の診察を受けてもらいました。

避難生活が長くなると、子どもの学校の問題など、さまざまな相談を受けました。

このように、何も決まりがないところに、まるで、一つの村を急きょ作ったような感じで、各避難者に対応しつつ、一個一個ルールを作っていきました。

【成果、教訓等】

Q：今回の経験で得た教訓などをお聞かせください。

A：他の機関との連携を、いかに早く、密接に作るかがポイントです。今後、発生する災害において、どこに避難所が開設されるにせよ、避難所運営に必要な入館者支援サービスが何であり、その提供をどの機関に、どのように求めるのか、備えておくことが重要です。そのためには、警察、消防、区役所、及び医療関係の団体等と平時時から、何かあった時の対応を話し合っておくことが必要だと思います。

【2020年を見据えた今後の展望】

Q：スポーツ振興局は、その後、オリンピック・パラリンピック準備局となり、2020年の大会準備を所管していますが、2020年大会について被災地も含めた今後の展望をお願いします。

A：招致の段階から2020年大会は、復興して立ち直った日本の姿を世界にアピールするという目的があります。

引き続き復興支援を進め、被災地を応援していきたいと考えています。

被災地が復興し、元気になった姿を世界に発信していきたいですね。

緊急受入、就労支援等の産業労働局の支援(インタビュー)

発災直後より産業労働局では、東京国際展示場(東京ビッグサイト)における緊急受入、緊急雇用創出事業等の就労支援、及び中小企業を対象にした多様な支援等の様々な施策を実施しました。

本稿では、当時の産業労働局総務部総務課長及び同課庶務係長にインタビューし、話を伺います。

【発災直後の経緯について】

Q：発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：すぐに局長の指示で、各部に物的人的な被害が出ているか確認をさせました。

夕方に副知事から、帰宅困難者のために持っている施設を開放すべし、との指示があり、産業労働局は東京国際フォーラム、東京ビッグサイト、能力開発センター、シニアワークをはじめとした施設を開放しました。

都庁では、庁舎を帰宅困難者に開放するため、財務局から床に敷く段ボールの提供要請がありました。すぐに文書箱(段ボール)をすべて供出しました。

一方、発災直後から全庁的な災害即応会議や各局総務課長会が断続的に開催されました。その中で原発事故に伴う計画停電について議論したことが印象に残っています。

産業労働局では、産業技術研究センター駒沢支所(旧アイソトープ研究所)から、大気浮遊塵の放射能測定値が急激に上昇したとの報告があり、その後、放射能対策について話し合いました。主なテーマは、①駒沢支所で検査できるキャパシティはどれほどか、②食料検査の頻度や品目をどうするか、などでした。

発災直後、都内で検査できる機関は、福祉保健局の健康安全センター、産業技術研究センター、及び首都大学東京の3つでした。

産業技術研究センターでの放射能検査は大気浮遊塵、水道水(浄水)、農林水産物を行いました。特に大気浮遊塵は当初1時間ごとの計測だったので、産業技術研究センターの職員の負担は非常に大きかったです。水道水は水道局の検査体制が整うまで続きました。

さらに、産業労働局では農林水産物の放射能検査を行い、局長室で汚染状況の結果を分析、その後に公表、という手順を繰り返しました。

一方、商工部では初期対応として業界団体に手持ち物資の供給(特にガソリン)を依頼しまし

た。ガソリンは非常用車両を動かすために必要だったからです。数日おきに団体を通じてガソリンスタンドの在庫を確認していました。

【避難者受入について】

Q：避難者受入につき、産業労働局が取り組んだ事業についてお聞かせください。

A：東京ビッグサイトでは、各局から各日30人程度の職員を送ってもらい、避難所を運営しました。

開設当初は、職員用の受け入れマニュアルが完成するまでの丸2日間通しで、当局の課長に現場の采配をお願いしました。非常にご苦労をかけたと思います。その後マニュアルは、状況の変化に応じて随時改定を繰り返しました。

ビッグサイトの避難者のための生活必需品については、福祉保健局は物資はあるが輸送手段がない、財務局もトラックがない、ということで大型タクシーを手配し、ピストン輸送を行いました。

避難者の食事についてはビッグサイト内の飲食店の食事券を配るとともに、風呂についてはビッグサイト内に施設がないため大江戸温泉の無料券を配りました。無料券は温泉側の寄付でした。温泉までの交通手段についても、(株)ゆりかもめのご協力をいただいた記憶があります。

閉鎖に際しては、残った避難者に赤坂プリンスホテルへ移っていただくことになり、赤プリを所管している都市整備局に引き継ぎました。

また、避難者向けの緊急就職支援ということで、関係企業に協力していただき、重機オペレーター育成の職業訓練を展開しました。また、都内各所の能力開発センターで優先入校枠を作り、避難者を対象にしました。

避難者受入についての庁内の取りまとめを担当された、総務局行政部の担当部長には、とても熱心に、かつ円滑に対応していただきました。

【被災地支援について】

Q：次に、産業労働局の被災地支援について、お聞かせください。

A：発災直後に、中小企業被災地事業継続特別支援事業として、東京に本社がある企業が被災地に工場を設置している場合、その改修費用を都が負担するという事業を立ち上げました。

また、被災した企業によるコラボレーション商談会を、被災県で開催しました。

観光部が立ち上げた被災地応援ツアーは、島しょ部の災害で過去に実績がありましたが、今回は島とは比較にならないほど規模が大きかったので、旅行会社を通してスキームを作るのが大変でした。当初は被災3県、宿泊のみが対象でしたが、次年度からは福島県のみで、日帰りも対象に加わりました。

【岩手県、宮城県及び福島県からの要請、対応等】

Q：被災県からの個別の要請がありましたら、お聞かせください。

A：個別の要請は産業技術研究センターでありました。

公設試験研究機関のネットワークを通じて産業技術研究センターには様々な要請があったようです。機器の面では、福島県のハイテクプラザ（公設試験研究機関）にポケット線量計を貸与しています。被災3県以外でも栃木県、新潟県の公設試験研究機関に対してサーベイメーター（放射線測定器）を貸与しています。

人的な面では、福島県のハイテクプラザに放射線量測定支援のため、延べ8名の職員を派遣しています。そのほかにも被災3県の中小企業に赴き、節電・省エネ巡回を行い、中小企業の実地で技術支援を行いました。

人的な応援要請から物資まで、総務局から被災県の要請メニュー（一覧表）が届いたので、可能なものは出来る限り対応しました。特に、福島県からの放射能検査機器関連の要請では、ダストサンプラー（空気中の浮遊物質を捕捉する機器）2台のほか多くの消耗品類を提供しました。

また、福島県教育委員会からの要請により、避難児童等に文房具を送りました。文房具は関係組合の寄付で、都側で用意したトラックを使って輸送しました。

同時に複数の要望が複数のルートにより要請されるので、それが同じものなのか別なものな

のか、混乱することが多かったと記憶しています。その点から、今後の災害対策にあたっては、要請メニューを集約することが極めて重要なことだと認識しています。

【成果、教訓等】

Q：その他、今回の経験で得た成果、教訓などをお聞かせください。

A：今回は東京が直撃を受けた訳でもないのに相当程度、混乱しました。ネックは電源だったと考えますが、今回のことを契機に、平時からLED、蓄電池、自家発電、太陽光パネル等、エネルギーを身近な問題として意識するようになったことは意味があったと考えます。

また、職員の年齢層が若返っているのも、近い将来、同様の震災が起こった場合、自分の子どもの安否確認が出来るまで、職員は仕事に専念できない可能性が考えられます。今後の大きな課題であると認識しています。

平成27年2月16日

都庁本庁舎にて

元 産業労働局総務部総務課長 根本浩志 氏

同課 庶務係長 原 郁 氏

のインタビューより

2 被災者の受入

避難所の提供(東京武道館、調布庁舎)

オリンピック・パラリンピック準備局 総務部総務課・スポーツ推進部調整課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

地震発生から6日後の平成23年3月17日、福島第一原発の事故に伴い、福島県から多くの住民が県外に避難を開始し、そのうち相当数が東京に到着することが見込まれた。

(2) 経緯・取組

平成23年3月17日、スポーツ振興局(当時)が所管する東京武道館(足立区)とスポーツ振興局調布庁舎(調布市、以下「調布庁舎」という。)に、一時避難所を開設することが決定され、その日の午後から避難者受け入れを開始し、東京武道館については39日間、調布庁舎については68日間、避難所の運営を行った。

2 目的・内容

(1) 目的

一時的な緊急避難場所として、避難者の当面の生活の場を提供するため。

(2) 内容

次々に到着する入館希望者の受入れや様々な生活物資の搬入などと並行し、避難者やその関係者からの受入れについての問い合わせや各種相談、報道機関からの取材、ボランティアや支援物資の提供の申し出、警察をはじめとした関係機関からの問い合わせ、本庁からの状況の確認・指示、その他日々新たに発生する問題に対応する中、運営体制を整備し、関係機関の協力のもと、以下のような各種サービスを提供した。

- ・ 食事の提供
- ・ 入浴券、タオル及び石鹸の提供(生活文化局)
- ・ 医療・保険相談(足立区医師会等)
- ・ 無料電話及びインターネット接続パソコンの設置(NTT)
- ・ 法律相談(東京弁護士会)
- ・ ボランティアセンターの設置(足立区及び社会福祉法人調布市社会福祉協議会)
- ・ 炊き出し、慰問

等

<東京武道館>



多くの方が入居する避難スペース



入居者が集まる共有スペース



都営住宅申込受付の様子



入居者でにぎわう炊き出しの様子

<調布庁舎>



看板を掲げる避難所入口



避難スペースで過ごす入居者



入居者向けに様々な情報を知らせる告知板



ボランティアセンター窓口の様子

3 実績・成果

(1) 実績

東京武道館においては、閉鎖までに合計321世帯718人が入館し、最も多い日には362人が滞在。調布庁舎は、最大受入れ時で180名強に達した。

(2) 成果

避難が長期化する中、被災者の負担をより軽減するため、旧グランドプリンスホテル赤坂や都営住宅など環境の整った場へ移すこととなり、両避難所は閉鎖し（東京武道館：平成23年4月24日、調布庁舎：同年5月22日）、その役割を終えた。

4 事業実施に当たっての課題等

必要となるサービスが何であり、その提供をどの機関にどのように求めるのかということについて、平時から備えておくことが、非常に重要である。また、運営職員の負担軽減策や避難者に共同生活ルールを遵守させる方策などを予め検討しておくことも必要である。

5 その他

特に苦労した点として、ゼロから始める館内のルールづくり、館内外の様々な要望・申し出についての対応、勤務交代のための業務引き継ぎ、通常業務との両立などが挙げられる。

避難所の提供(ブランヴェール那須、箱根路開雲、アジュール竹芝)

職員共済組合事務局 事業部 厚生課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東京都職員共済組合は、東日本大震災の発生当時、被災地の福島県に隣接した栃木県的那須町に保養施設を有していた。このため、率先して被災者の施設への受入れについて検討・準備を進め、箱根と竹芝の保養・会館施設を含めた3施設において、宿泊料無料で被災者を受け入れることとした。受入れは、発災当日時点において岩手県、宮城県、福島県のいずれかに現住所を有する被災者を対象とし、東京都が被災者に対して全面的な支援を行っていることや総務省からの被災者受入れの協力依頼等も踏まえて実施した。

(2) 経緯・取組

発災後、那須及び箱根の保養施設については、計画停電に伴う施設機能の低下等に鑑み、一旦通常営業を休止。再開の条件等についての検討を行う一方、震災による被害が著しい東北3県の被災者を支援するため、営業を継続している竹芝の会館施設を含めた3施設で被災者受入を実施することとし、具体的な方法の検討及び施設の運営受託業者との受入条件の調整等を開始した。その後、停電に伴う施設機能の低下等への対応がある程度可能となり、受入準備が一定程度整った平成23年3月18日に、宿泊料無料で被災者を受け入れることを発表し、受入れを開始した。

受入期間は、当初、同年6月30日までとしていたが、那須及び竹芝においては6月に入ってから受入人数が減らないため、受入被災者に対する意向調査を行い、この結果を踏まえ、仮設住宅の設置状況や福島原発の収束状況等を勘案し、竹芝については同年7月31日まで、那須については同年9月30日まで受入れを延長することとした。

そして、箱根は当初予定どおり同年6月30日に受入れを終了した。竹芝も延長期間内に受入被災者の移転が完了し、同年7月31日に受入れを終了した。

那須については、福島県から放射能被害を理由として避難してきた長期滞在の被災者が多かったため、この方たちが延長期間内に円滑に移転できるよ

うに取組を行った。その結果、同年9月24日に最後の受入被災者が移転し、受入れを終了した。

< 具体的経過 >

平成23年

- | | |
|-------|---|
| 3月14日 | 計画停電開始、2施設で通常営業休止、被災者受入具体策等検討 |
| 3月18日 | 3施設での被災者受入れについてプレス発表及び受入開始 |
| 6月上旬 | 那須及び竹芝における受入被災者の意向調査実施 |
| 6月22日 | 那須及び竹芝における受入延長を決定 |
| 6月30日 | 箱根での受入終了 |
| 7月13日 | 那須において福島県職員による避難者への現地説明会開催(これ以降、福島県職員による巡回相談を数回実施、共済組合職員も適宜立会い) |
| 7月31日 | 竹芝での受入終了 |
| 9月24日 | 那須での受入終了 |

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災の被災者については、東京都が全面的な支援を行っていることを踏まえ、共済組合においても、保養・会館施設(ブランヴェール那須、箱根路開雲及びアジュール竹芝)を活用し、被災者に良好な避難環境を提供する。

被災者の経済的状況等に鑑み、利用料金を免除し、利用する際の便宜を図る。

(2) 内容

ア 避難場所の提供

発災当日(平成23年3月11日)時点において、岩手県、宮城県又は福島県のいずれかに住所又は居所を有する被災者に対し、宿泊料無料で保養・会館施設の客室を提供。朝・昼・夕の食事については、低廉な食事メニューを用意し、被災者の実費負担により提供。

イ 被災者支援情報の提供

都や被災自治体等で行っている支援の情報を、施設内に掲示板を設置の上、随時提供したほか、被災者に対する個別配布も実施。

ウ 移転先確保の支援

長期滞在者に対しては、避難状況等についてのアンケート調査を実施し、個々の被災者の状況と移転先の希望等について把握。東京都各局や福島県等と連携し、説明会を開催。個々の被災者に共済組合職員が直接働きかけて橋渡し等の支援を実施。

3 実績・成果

(1) 実績

表1 受入実績のとおり

(2) 成果

被災者がやすらぎを感じることができる施設設備とスタッフ等の親身のサービスにより、被災者に対して良好な避難環境を提供することができた。被災と避難生活で傷ついた被災者の心身を癒すことができ、多くの方々から感謝の言葉をいただいた。

受入終了に向けての移転先確保についても、適切な支援を行うことにより、全員が受入延長期間内に移転することができた。

4 事業実施に当たった課題等

今回の受入れについては、関係者それぞれの努力

により大きな問題が生じることなく終了することができた。ただし、保養・会館施設において受入れを行う場合、通常営業との両立や長期滞在者の移転先確保をどのように行っていくかが常に課題となるであろう。

5 その他

(1) 担当者のコメント

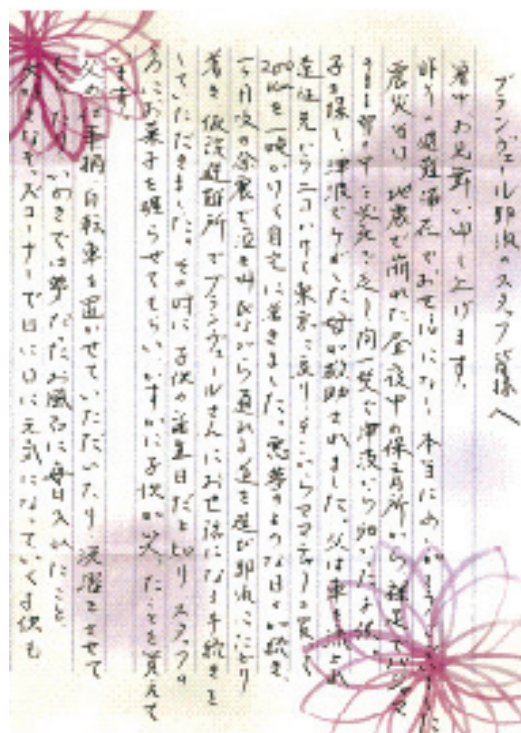
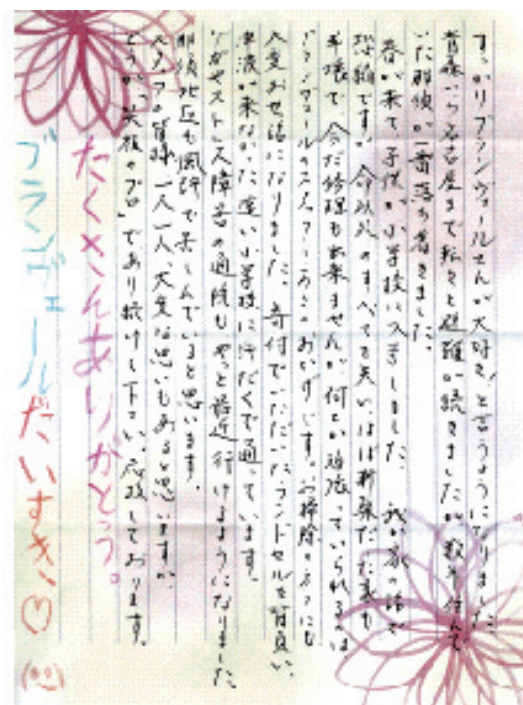
受入れを行った保養・会館施設は、いずれも運営を業者に委託しており、共済組合の直営施設ではない。このため、受入れを開始するにあたっては、受入条件等について各受託業者と迅速に調整を行う必要があり苦労した。しかしながら、関係者それぞれ立場は違えども、困窮している被災者の助けとなりたいとの思いは共通していた。このことが、的確な連携につながった。

受入れ終了に向けた長期滞在者の移転先確保支援にあたっては、各被災者の私的な話も伺いながら、きめ細かく対応した。各被災者の事情も承知していただけに、最後の滞在者を見送ったときには感無量であった。受入終了後も、被災者の方が滞在していた施設を訪ねて来られたり、折に触れて施設に手紙をいただいたりした。このことは、被災者の方が感謝の気持ちを胸に施設を後にしたことの証左であり、素直に喜びを感じた。

表1 受入実績

受入施設	受入実績
ブランヴェール那須	受入期間:平成23年3月18日から同年9月24日まで 延べ190日 受入人数(延べ):大人 3,563人 子供(3-12歳) 997人 合計 4,560人 (ほかに、幼児(3歳未満) 100人)
箱根路開雲	受入期間:平成23年3月18日から同年6月30日まで 延べ93日 受入人数(延べ):大人 216人 子供(3-12歳) 39人 合計 255人 (ほかに、幼児(3歳未満) 22人)
アジュール竹芝	受入期間:平成23年3月18日から同年7月31日まで 延べ135日 受入人数(延べ):大人 5,156人 子供 326人 合計 5,482人 (ほかに、幼児(ベッド等不使用) 1,016人)
3施設合計	受入人数(延べ):大人 8,935人 子供 1,362人 合計 10,297人 (ほかに、幼児 1,138人)

(2) 避難された方からいただいたお手紙の例



ホテルの方へ
お世話になりました
私は、いわき市から来て
5日泊りました。
毎日きれいにおそうじしてくれて
ありがとうございました
今日いわきに帰り
6日に始業式があります
私は、6年生になります
原発は、こわいけど

6年生になるから
がんばります
アジュールホテルの
方々、どうもありがとう
ございました。
お仕事がんばってください。
私もほうしゅうのうに
まけずにごんばります。

ほんとうに
ありがとう
ございました。
715号室に♡
泊った

避難所の提供(東京国際展示場)

産業労働局 商工部 調整課

1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災の発生に伴い、被災者の緊急受入れを実施するため、東京国際展示場にて一時避難所を開設した。

平成23年3月22日 随時避難者の受入れ開始

平成23年4月24日 避難所閉鎖

2 目的・内容

飲食物、タオルなどの雑貨品、携帯電話充電所などの提供を実施。

3 実績・成果

総勢約300名を受入(平成23年3月22日から同年4月24日まで)

避難者の主な移転先は、都内ホテル及び都営住宅等である。

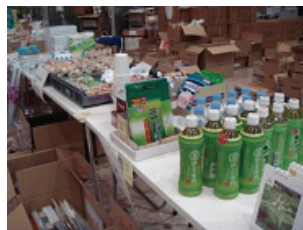
<携帯電話>



<西ホール>



<物資>



避難所の提供(旧グランドプリンスホテル赤坂)

都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災の発生後から被災地では生活環境が著しく悪化し、多くの被災者が避難を開始していた。

特に福島県においては平成23年3月11日に東京電力福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に発令された避難指示が、翌日には半径20km圏内に拡大されるなど多数の避難者が発生した。

このような状況の中で、株式会社プリンスホテル側から同年3月31日に営業を終了し解体する予定であった「グランドプリンスホテル赤坂」について、一時的に避難者向けに活用していただきたいとの提案があったことから、東京都と株式会社プリンスホテル側との間で協議を行った結果、福島原発事故による不安感が広がっている福島県民のために共同で一時的避難施設を開設することとした。

(2) 経緯・取組

株式会社プリンスホテル側からの提案を受け、関係機関と調整を行った結果、次のような内容で受入を行うこととなった。

ア 概要

- 利用期間 平成23年4月9日から平成23年6月30日まで(その後解体工事を予定)
- 運営体制 東京都、株式会社西武プロパティーズ、株式会社プリンスホテルで協定を締結
- 提供室数 約700室
- 受入条件 利用料は無償。館内の食事、駐車場は自己負担なし。

イ 経緯

- 平成23年3月24日 「グランドプリンスホテル赤坂」での福島原発避難者の受入れについて(プレス発表)
- 4月4日 「旧グランドプリンスホテル赤坂」への避難者の受入れについて(プレス発表)
- 4月8日 「旧グランドプリンスホテル赤坂」への受入れ避難者の決定について(プレス発表)
- 4月9日 受入れ開始

- 4月12日 「旧グランドプリンスホテル赤坂」への避難者の第二次受入れについて(プレス発表)
- 4月15日 「旧グランドプリンスホテル赤坂」への避難者の第二次受入れに係る東日本大震災等により都内に避難している方の受入手続き等について(プレス発表)
- 4月25日 「旧グランドプリンスホテル赤坂」への受入れ避難者の決定について(プレス発表)
- 4月27日 第二次受入れ開始
- 6月30日 閉館(利用期間終了)

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災等により、被災地から都内に避難する避難者を迅速かつ円滑に受け入れる。

(2) 内容

ア 避難者の受入れ

(ア) 第1回(平成23年4月4日プレス発表)

- 対象者 第1回の都営住宅等への申し込みに当選されなかった福島県からの避難者で、国から避難指示が出された地域(福島第一原発から30km圏内)以外からの方
- 東京都が設置した一時避難施設(東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト)を利用している方
- 受入決定数 138世帯

(イ) 第2回(同年4月12日プレス発表)

- 対象者 東京都、区市町村設置の一時避難施設を4月14日現在利用している方
- 福島県から都内に避難している方
- 受入決定数 208世帯

イ 窓口業務等

館内では、都市整備局職員と株式会社プリンスホ

テル側のスタッフにより24時間体制で対応した。

主な業務は、避難者の入退去管理、入居者(受入者)の安全確保等、各種支援団体・マスコミ等対応、入居者からの相談対応等、ホテル側や千代田区等との連絡調整などであった。

また、都内への避難者の方への地元自治体からの情報提供や交流の機会を提供する目的で、「情報交流センター」を館内1階ロビーに設置した。



情報交流センター

ウ ボランティア、イベント等の対応

無料利用のボランティアについては、近隣のヘアサロン、理容、マッサージ、飲食店などからの無料券、館内での学習室、図書室、児童保育、法律相談など、多くの支援団体からの申出により、様々なメニューが用意された。

また、無料招待のイベントも数多く、観劇、コンサート、スポーツ観戦、遊園地、水族館、映画、サーカスなど、閉館の日まで様々な招待が続いた。

これらのボランティア、イベントの申出についても、窓口業務等の職員が日々対応し、館内2階の情報コーナーでお知らせを行った。



情報交流センター

エ 利用期間終了に向けた対応

旧グランドプリンスホテル赤坂は元々解体される予定が決まっていた施設であり、利用期間を延長することができないことから、次の移転先を確保する必要があった。

このため、平成23年5月下旬には移転に向けた全体説明会を実施し、その後個別の相談会を行い、入居者の意向を確認し、関係機関との調整も行いながら、最終的には全世帯が各移転先に移ることができた。

3 実績・成果

(1) 実績

最大受入数 366世帯788人(平成23年5月11日時点)

(2) 成果

未曾有の東日本大震災の中で営業を終了したホテルを、福島県を中心とした多くの避難者のために活用するということは、過去に例を見ない取組であった。

また、一時避難施設として開設した東京都の施設を順次閉鎖するに当たっても、この旧グランドプリンスホテル赤坂が受け皿となり避難者の受入れを行うことができた。

最終的には大きな事故もなく、帰宅あるいは次の避難所等に移転することができた。

4 事業実施に当たった課題等

(1) 役割分担の重要性

発災後、多くの避難者及びボランティアの方々への対応だけでなく、プレス対応、他の行政機関や庁内関係部署からの問合せが非常に多く、その対応に追われてしまうと実施に関する企画立案や調整など事業運営に必要な業務に手が回らなくなってしまう。

調整、連絡、相談受付、企画立案等の様々な業務に対し、職員の体制を構築し、役割分担を行い業務を遂行していく必要がある。

(2) ボランティアに関する調整

旧グランドプリンスホテル赤坂での避難者受入れの発表直後から、ボランティアに関する問い合わせや申し出が数多く寄せられた。

避難施設の開設準備と並行して社会福祉協議会などと協議を進めていったが、対応が遅れるとせっかくの善意を無駄にしてしまうばかりか、肝心の避難者への対応が後手になるという悪循環を招きかねない。

施設運営の開始前に関係団体等と受入れのルールや役割分担などを調整し、シュミレーションしておくことが重要である。

(3) 意思決定の迅速化

非常時には方針決定から実行に至るスピードが大事である。特に現場における問題解決の場面では、検討に十分な時間がかけられず、素早い判断を求められるケースも多い。現場と本庁との連携をはじめ、報告、相談、調整等について決定までの時間のロスを軽減できるよう考える必要がある。

避難所の提供(東京セントラルユースホテル)

産業労働局 観光部 企画課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による避難者受入のため、東京都の貸付けにより（一般財団法人）日本ユースホテル協会が管理運営する「東京セントラルユースホテル」において、東日本大震災による避難者に対し、無料で部屋の提供を行うこととした。

(2) 経緯・取組

平成23年

- 3月31日 受入開始プレスリリース
「東北地方太平洋沖地震による避難者等の受入れについて」
- 4月3日 避難者等受入れ（～7月14日）
- 7月14日 受入終了プレスリリース
「東北地方太平洋沖地震による避難者等の受入れ終了について」

2 内容

（一般財団法人）日本ユースホテル協会が管理運営する「東京セントラルユースホテル」において、可能な範囲で部屋の提供（宿泊料無料）を実施する。

また、協会ボランティアスタッフの音楽療法士や美術療法士、落語家や子ども体験事業スタッフ等により、心を癒せるような様々なイベントを随時実施する。

3 実績・成果

(1) 実績

ア 受入期間：平成23年4月3日から同年7月14日まで

イ 受入人数：2,807人

(2) 成果

ユースホテル施設を避難所として活用し個室空間を提供することで、避難の長期化に伴う各避難者の精神的・肉体的負担の軽減につながった。

4 その他

当初、受入期間は平成23年6月中旬までを予定していたが、7月14日まで期間を延長した。受入終了にあたっては、新たな受入先として、災害救助法に基づき避難所とされた都内旅館・ホテルなどを案内することとした。

避難所の提供(東京都ホテル旅館生活衛生同業組合)

産業労働局 観光部 振興課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災では、発災直後より、岩手県、宮城県、福島県（以下「被災県」という。）から多数の被災者等が東京への避難を開始するとともに、被災県から各都道府県に対し応援の要請が発出された。このような状況を受け、都では、避難所として東京武道館、東京国際展示場（東京ビッグサイト）、調布庁舎（味の素スタジアム）を活用し、避難者の受入を行ったところであるが、その後、避難の長期化に伴い、避難者へ

の待遇改善の観点から、個室対応等が可能な施設への移行を進めることとなった。

(2) 経緯・取組

今回実施した都内のホテル及び旅館等（以下「旅館等」という。）での避難者の受入は、平成23年3月24日付けの観光庁通達を踏まえた、災害救助法を適用した事業であり、被災県から受入要請のあった避難者を、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「東京都旅館組合」という。）に登録した旅館等に受け入れ

るものである。

都では、同年4月4日に東京都旅館組合に対して、観光部スキームによる避難者の受入方法を説明し協力を求めるとともに、受入実施に向けた調整を行った。

また、3つの避難所においても、滞在する避難者に対し同月20日から旅館等での避難者受入に関する周知を開始し、併せて受入に関する相談窓口を設置することで円滑な移転を目指した。これらの準備の下、同月24日より、各旅館等での避難者受入を開始した。

その後、各避難所からの移転を進めるとともに、直接、被災県から訪れる避難者についても受入対象とすることで幅広く受入を展開した。

< 具体的経過 >

平成23年

- 3月24日 観光庁観光産業課長通知「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」
- 4月4日 東京都旅館組合への避難者の受入方法の説明及び協力依頼
- 4月20日 各避難所への受入案内文掲出及び相談窓口設置
- 4月23日 各旅館等に対し避難者受入に関する説明会を実施
- 4月24日 各避難所からの避難者の旅館等での受入開始

- 5月16日 被災県から直接訪れる避難者について旅館等での受入開始
- 6月24日～旧グランドプリンスホテル赤坂に滞在する避難者を旅館等で受入
- 9月30日 新規の避難者受入を終了
- 10月31日 旅館等での避難者受入を原則終了(経過期間：～12月15日)
- 12月15日 旅館等からの避難者退去が完了(事業終了)

2 内容(図1)

3 実績・成果

(1) 実績

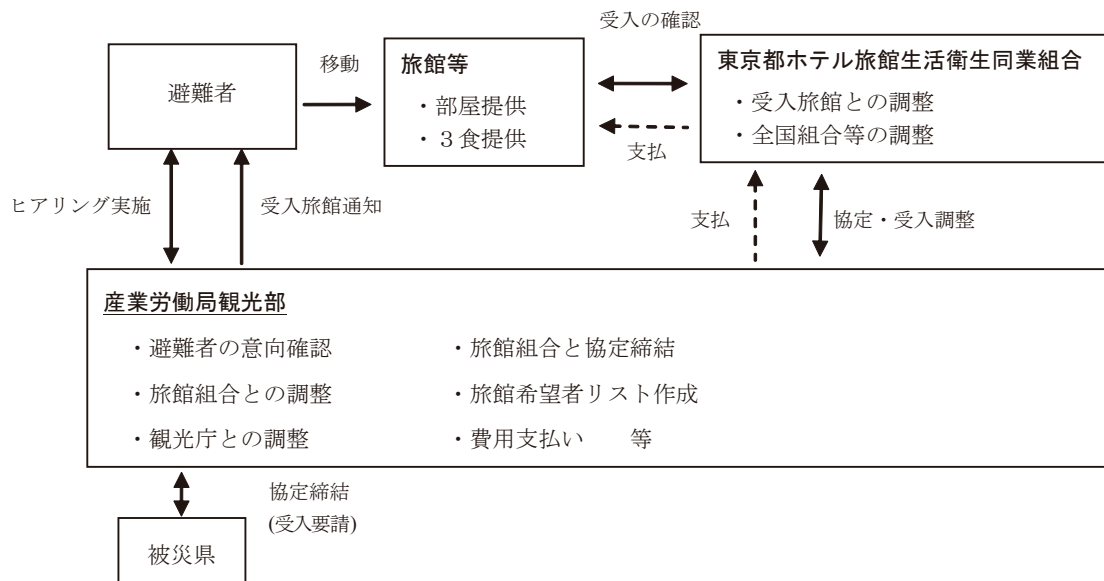
- ア 受入期間：平成23年4月24日から同年12月15日まで
- イ 延べ人数：978人(延べ443世帯)
- ウ 延べ泊数：62,247泊
- エ ピーク時：8月15日(284世帯・549人)
- オ 協力施設数：133施設(実際の受入対応：55施設)

(2) 成果

旅館等を避難所として活用し個室空間を提供することで、避難の長期化に伴う各避難者の精神的・肉体的負担の軽減につながった。

図1 < 旅館等での避難者の受入 >

○ 事業スキーム



4 事業実施に当たった課題等

(1) ホテル等を活用した避難者の受入は、旅館業法の所管が衛生担当課であることから、過去の災害においては、各県の衛生担当課が所管していた。一方、東日本大震災においては、観光庁が、県境を越える避難者の受入方針について公表したため、これらを踏まえ、都においても、観光所管課がホテル等を活用した避難者の受入を担当することとなった。

しかし、個別の避難者への対応に当たっては、高齢者や障害者、ペットへの対応など、観光所管課がノウハウ・知見を有していない福祉施策を中心とした対応を求められることがあった。

(2) 長期間にわたり旅館等の個室を継続使用するため、退去後の原状回復に相当の費用を要するケースがあった。

5 その他

担当者コメント

全てにおいて先例がない中、都度迅速に方針を決めて対応していく必要があったため、後になって「もっとよい形での対応ができたのでは」と考えることの多い事業であった。

多くの善意により成り立つ事業であったが、独自に類似の事業を実施している団体や施設も多く、情報の集約・共有を図ることの困難さを痛感した。一方で、観光的側面の強い旅館等が、いざというときに避難所として機能する事例でもあり、今後の災害に対する貴重な先例として、ノウハウを引き継ぐ必要があると考えている。

3 患者等の受入

透析患者の受入

福祉保健局 保健政策部 疾病対策課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

福島県では、県内沿岸部で震災によるライフラインの寸断や原発事故による緊急避難等の影響で透析医療の継続が困難な状況になっていた。

東京都での透析患者の受入れは、この状況の打開に向けて動いた東京都部災害時透析医療ネットワーク（以下「透析ネットワーク」と言う。）、日本医師会、東京都医師会からの要請を受けて実施したものである。

(2) 経緯・取組

平成23年

3月15日 ・透析ネットワークから、保健政策部疾病対策課長あてにいわき市等で透析医療の確保が困難になっている状況について情報提供が入る。

3月16日 ・透析ネットワークから透析患者の宿舎確保依頼がある。
・福祉保健局は透析患者の受入れを決定。患者状態、人数（400人から600人）等の情報が未確定のまま、宿泊施設の確保に奔走。日本青年館など複数の宿泊施設の協力を得るが、国立オリンピック記念青少年総合センターとの交渉は継続。

3月17日
午前中 ・最大の宿泊人数を確保できる国立オリンピック記念青少年総合センターと交渉を重ねる。

10時半頃 ・透析患者を乗せたバス21台が東京都に向けていわき市を出発したとの情報が入る。

13時頃 ・バスが埼玉県三郷パーキングエリアを出発したとの情報が都に入る。
・宿泊施設が決まらないため、一旦都庁へ。

14時半頃 ・大型バス19台が都庁舎に到着。透析患者を5階大会議場へ誘導

15時頃 ・遅れていた大型バス2台が到着

15時半頃 ・国立オリンピック記念青少年総合センターとの交渉が成立し、受入れ決定
・容態の悪い患者を救急車4台とバスで病院へ搬送

19時頃 ・透析患者が宿泊施設へ向けて出発
その他 ・要介護者多数のため、都立看護学校にボランティアを要請

・通院のための交通機関確保
・患者名簿及びカルテが無い場合、保健政策部の医師が付き添いの医療機関医師から聞き取り調査（3月18日未明まで。）
・各宿泊施設に都職員の常駐が必要のため、ローテーション調整

3月18日 ・各宿泊施設から透析通院開始
・原発避難区域の患者及び医療スタッフに支援物資を供給

3月22日 ・国立オリンピック記念青少年総合センターから、JICA東京国際センターへ患者の移送

3月24日 ・国立オリンピック記念青少年総合センターから、JICA東京国際センター、日本青年館、新宿ニューシティホテルへ患者の移送
・都営住宅申し込み意向調査の実施

4月3日 ・全員退所（この間、福島県内各医療機関の復旧に伴い順次帰省）

2 内容

(1) 発端－透析治療の継続が困難となった福島県いわき市

平成23年3月15日午後7時30分頃、透析ネットワークから、保健政策部疾病対策課長に、「震災によるライフラインの寸断で、いわき市での透析医療の確保が困難になっている。通院可能な患者約450名、内2割ぐらゐは介助が必要だが歩行可、16日に東京着」との情報提供があった。

当時、いわき市内の医療機関は、震災による断水や停電などライフラインの寸断、加えて、福島第一原

子力発電所の相次ぐ水素爆発による放射能汚染の拡大から物流が停止し、透析医療の継続が困難になっていた。さらに、原発から20キロメートル圏内にある透析医療機関からの避難患者もあり、早急に透析医療を確保する必要があった。

(2) 都の受入れ準備

同年3月16日に福祉保健局は透析患者の受入れを決定した。被災県である福島県からの受入要請はなかったが、透析ができない場合には生命の危険が生じかねない切迫した状況の中、人道的な観点からの決断であった。

受入れの役割分担は、都内での透析医療機関の確保、調整を透析ネットワークが行ない、透析患者の宿泊先の確保を都が担うこととなった。

受入れに当っては、避難患者等の人数や要介護度などの基本情報が得られないため、一度第一本庁舎5階大会議場で待機してもらい、その後、確保した宿泊施設へ割り振ることとした。その際、局内の役割分担として、総務部企画計理課は、宿泊施設の確保及び提供食料の準備をし、保健政策部は、会場設営、受付、案内、到着した患者情報の整理、医療スタッフとの調整を担当することとした。

(3) 宿泊先の確保

「今回の受入れ患者は、医療的ケアが必要なことから体育館等の避難所ではなく、暖房がありベッドも用意できる宿泊施設等を確保する。」等の受入方針を決定。総務部企画計理課は宿泊先の確保に奔走した。健康安全部を通じて「東京都ホテル旅館生活衛生同業組合」へ、また、スポーツ振興局(当時)に多人数の受入れが可能な宿泊施設の紹介を依頼した。

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合では、数か所の宿泊先を一旦確保したが、一施設の宿泊人数に限られてしまい、患者が分散して医療スタッフによるケアが困難となることからこれらの宿泊施設を断念した。

また、避難患者の人数や性別、要介護状況などの基本情報がない上に、避難患者数の情報が当初予定していた400人規模から600人規模に増加するなど、確定情報を得られない中、スポーツ振興局から紹介された、国立オリンピック記念青少年総合センター、JICA東京国際センター、日本青年館ホテルなど、宿泊規模が数百人から1,500人規模の7施設と受入れ交渉を行った。最大の受入れ数が見込める国立オリンピック記念青少年総合センターを管理する国立青少年教育振興機構とは調整に時間を要してしまい、団体を管轄する文部科学省と交渉を重ね、午後3時半

過ぎになってようやく受入れが決まった。

一時は、宿泊施設の確保ができなかった場合、5階大会議場に雑魚寝することも想定し、宿泊施設の交渉と平行して寝具600人分を手配した。しかし、寝具を納品できる業者は見つけたが、搬送手段の確保ができなかった。

(4) 現地を出発

同年3月17日午前10時半、透析患者数百名を乗せた大型バス21台が、東京都に向けていわき市を出発したとの情報が入った。この頃、都では宿泊先の確保に奔走している最中であり、まだ、受入れ施設も確定していない状況であった。

現地では、ライフラインの寸断により、医療機関においても停電や断水が続き、さらに、原発事故による影響で物流がストップし、非常用発電機の燃料の入手や医療物資の入手も困難な状況であった。原発周辺の市町では透析医療の提供が不可能な状況で、一刻も早く出発せざるを得なかった。

こうした混乱の中、医療機関ごとにまとまって移動したにもかかわらず、送り出す側においても正確な人数どころか、誰がバスに乗ったのかさえ把握できていない状況であった。このため、透析医療ネットワークに依頼して移動中のバスの中で一人ひとり状況確認を行ったが、透析医療ネットワークに各医療機関から事前に渡されたリストから200人規模で患者がいなくなっていたり、逆にリストに名前の無い患者がバスに乗っていることが判明した。結局、正確な人数を把握できないまま東京に向かっていった。また、移動に際して、避難9医療機関全体を把握し指揮するリーダーがいらない上、誰がその役割を担うかさえも決まっていなかった状況であった。

午後1時頃、バス21台が埼玉県の三郷パーキングエリアを出発したとの情報が都に入った。ここで初めて、事前情報と異なり車椅子の患者が多数いることが判明し、急遽車椅子を確保した。また、昼食抜きで来るとの情報があり、総務局の協力により、備蓄物資の乾パンと水を確保した。局長からは、「水と乾パンだけではかわいそうなので、おにぎりか何かを用意できないか。」との指示があり、急遽おにぎりを600個購入することとなった。しかし、600個のおにぎりを短時間で用意できる業者がなかなか見つからず、たまたま別件で来庁していた百貨店の担当者に相談しておにぎり屋を紹介してもらい、何とか間に合わせる事ができた。

(5) 都庁に到着

午後2時30分、被災透析患者を乗せたバス19台が第一庁舎2階正面玄関に到着した。到着した患者は、順次福祉保健局職員に付添われながら5階大会議場に移動したが、車椅子の方や介助、見守りが必要な患者が事前情報よりも多いことが判明した。節電のためエレベーターの稼働数が通常の半分となっている中、車椅子とストレッチャーで順次運んでいたため、移動に時間を要した。

さらに午後3時には、入院予定患者を乗せたバス2台が到着した。今回の透析患者の移送をコーディネートした透析ネットワークは、当初、入院患者を乗せたバスは、直接入院予定先の医療機関を回って患者を順次降ろすこととしていたが、実際は入院先別に割り振り乗車ができていなかったため、一旦都庁に来て割り振りし直すこととなった。

その際、緊急透析が必要な患者が複数いたことから、医療政策部が東京消防庁に救急車を要請し、無事、医療機関に入院した。



都庁舎5階大会議場入口の様子

(6) 大会議場にて

第一庁舎5階大会議場に入った透析患者に、おにぎりとお水を配布したところ、多数の患者から対応した職員に対してお礼の声があった。その後、石原都知事(当時)が透析患者を慰問し、挨拶を行なった。最後に「頑張ろう。」と締めくくると、会場から大きな拍手が沸き起こった。それから、企画担当部長による挨拶や、疾病対策課長による状況説明、企画計理課長による受入方針の説明を行った。その間、同行してきた9医療機関の医療スタッフが宿泊先の割り振りなどの調整を行っていたが、避難してきた透析患者に予定より多くの要介護者や高齢者が含まれていること、患者カルテ等診療情報がない上、患者の状況を同行医療スタッフが把握していないこと、各医療機関を取りまとめる代表者(事務局)の役割をする人がいないことなどから調整に4時間以上かかる事態となり、長時間に及ぶ待ち時間から気分が悪くなる患者も出てきた。

同行医療スタッフによる患者ケアの便宜を図る必要から、宿泊先が分散されることを避け、受入先を人数の多い国立オリンピック記念青少年総合センターと日本青年館ホテルの2か所とした。また、医療機関単位での行動を崩さないとの方針を決め、6医療機関が国立オリンピック記念青少年総合センターに、3医療機関が日本青年館ホテルに入所することになった。

午後7時過ぎに、ようやく宿舎への移動が始まったが、高齢者及び車椅子などの介助が必要な患者が多く、5階大会議場から2階の玄関までの移動、さらに、バスへの乗車で1時間近く要した。それでも、患者の多くは、対応した職員に対し感謝の意を述べ宿舎に向かった。



会場で待機する患者のみなさん

(7) 宿泊施設にて

宿泊先に決まった国立オリンピック記念青少年総合センターと日本青年館ホテルは、青少年等の研修を目的とした宿泊施設で、多人数の宿泊が可能であるが、特に、国立オリンピック記念青少年総合センターは管理棟以外に従業員の常駐はなく、シーツから清掃まで宿泊者が行なうシステムになっていた。そのため、都職員が24時間常駐し管理することを宿泊の条件とされた。そこで、保健政策部は、夜間は管理職、日中は一般職員が交代で常駐対応することになった。

17日に各宿泊施設に落ち着いた透析患者は、翌日から、透析ネットワークが手配した都内の協力医療機関45か所で順次透析を開始した。

協力医療機関が都内に広く分散しており、また、透析患者に見守りや移動介助が必要な方が大部分を占めていることから、保健政策部の職員が交代で各宿泊施設に詰め、早朝から患者の透析時間に合わせて福祉タクシー等の手配を行なうとともに、夜間透析が終わった透析患者の帰宿確認まで対応した。

また、要介護者が多いため、医療政策部が都立看護専門学校の教員と学生にボランティアを依頼し、透析患者の付添いや健康管理に係る支援を実施した。

宿泊施設については、国立オリンピック記念青少年総合センターとの契約が平成23年3月21日までであったが、いわき市内のライフラインの復旧が進まず、総務部企画計理課が延長交渉を行うも、同年3月24日が限度で、さらに21日時点で宿泊人数を半数に減らすことが条件になった。そのため、以前協力を申し出ていたJICAの東京国際センターと新たに新宿ニューシティホテルと契約し、同年3月22日及び同月24日の2回に分けて透析患者の大移送作戦を展開し、無事に移送を終えることができた。この間、いわき市内の各医療機関においては、診療の再開に向けて準備を続けており、3月末にはその準備が整ったことから、4月3日に入院患者を除く全ての透析患者が東京を後にした。

なお、原発から20キロメートル圏内の警戒区域の富岡町から避難してきた透析患者は、千葉県内の協力医療機関の併設施設に身を寄せることになった。

3 実績・成果

(1) 実績

透析患者399名の受入れ(入院患者を除く。)

(2) 成果

多数の透析患者を受け入れるという過去に例のない取組であったが、都内の透析医療機関や宿泊施設、

看護学生ボランティアなど多くの協力を得て、透析患者が福島県に戻るまでの間きめ細やかな支援を継続することができた。

4 事業実施に当たっての課題

透析患者の集団避難の受入れに当たって、福祉保健局を挙げて対応をしたが、下記のことから準備を含めて受入れ当初は混乱を来した。

- ・避難に当って、避難元の自治体の関与が無かった。
- ・事前に避難患者の人数、症状等、受入れに必要な情報の提供が無かった。
- ・複数の医療機関による集団避難をまとめる事務局、代表者が不在であった。
- ・要介護者、高齢者が多数おり、介護スタッフが不足していた。
- ・同行の医療従事者による患者の把握が不十分であった。
- ・確保した宿泊施設は研修施設ということもあり、3月下旬から4月上旬までは年度替わりで研修目的の予約が少なかったことが幸いした。しかし、今回協力を申し出た他の施設も含め、他の期間は予約でほぼ一杯であるとのことから、今後、同様の対応事例が発生したときに宿泊施設の確保が課題になる。

4 児童生徒の受入

都立学校等における被災児童生徒等の受入支援

教育庁 総務部 総務課

都立学校教育部 高等学校教育課・特別支援教育課

地域教育支援部 管理課・義務教育課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災発生後、地震・津波により被災したり、福島第一原子力発電所の事故により避難した多数の被災者等を、東京都をはじめ各都道府県が受け入れた。

東京都が設置した味の素スタジアム、東京武道館及び東京ビッグサイトをはじめとする避難所のほか、親類宅等に受け入れられた避難者の中には、多数の幼児、児童及び生徒が含まれており、避難の長期化に伴い、避難中の児童・生徒等に対する就学機会の確保が必要となった。

文部科学省は、平成23年3月14日付「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」により、被災した児童・生徒等の公立学校への受入れについて、「域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること」とするほか、義務教育段階における教科書の取扱いや公立幼稚園、高等学校、特別支援学校等における入学料の取扱い、心のケアを含む健康相談等の充実などについて十分な留意を求める通知を発出した。

(2) 経緯・取組

平成23年

- 3月14日 文部科学省から「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」を発出
- 3月17日 被災地域からの生徒の受入れ等に関する通知等を関係機関へ発出
- 3月18日 都内区市町村教育委員会に対し、被災児童生徒等の就学についての特段の配慮及び教育施設における被災児童生徒の受入れについての検討依頼の文書を発出
- 3月18日 被災県教育委員会にB u m B 東京スポーツ文化館等における児童・生徒の受入れを案内
- 3月18日 被災地域からの転入学者に対する入学料減免措置の概要、生徒・保護者への周知及び各都立高等学校における事務処理について関係機関へ通知を発出
- 3月24日 B u m B 東京スポーツ文化館で最初の児童受入れ
- 4月4日 各都立高等学校における、被災地域からの転入学者に対する教科用図書等の給付の事務処理について関係機関へ通知を発出
- 4月12日 被災地からの転入児童生徒を含めた全児童・生徒の人権に配慮した生活指導を徹底するため、関係機関へ通知を発出
- 4月27日 都立特別支援学校における、被災地域からの転入学者に対する学校教育活動に必要な経費の一部公費負担について関係機関へ通知を発出
- 6月22日 都立高等学校等における被災地域からの転入学者に対する修学旅行費等の給付金(東京都立高等学校等修学旅行等給付金)について交付要綱を制定
- 7月15日 被災児童・生徒等の都立特別支援学校の学校教育活動に必要な経費の補助金(東京都立特別支援学校被災児童・生徒等受入支援事業補助金)について交付要綱を制定
- 8月30日 被災幼児の入園料、保育料の補助事業(被災幼児就園支援事業)、被災児童・生徒の小・中学校の学用品費、学校給食費等の補助事業(被災児童生徒就学援助事業、被災児童生徒特別支援教育

就学奨励事業)について要綱を制定

平成24年

- 1月12日 各都立高等学校における、被災地からの転入学者に対する入学料減免措置に関する通知を関係機関へ発出
- 3月30日 都立高等学校等における被災地域からの転入学者に対する教育活動に必要な経費の給付金(東京都立高等学校等被災生徒支援給付金)について交付要綱を制定

2 内容

(1) 児童・生徒の都内区市町村立学校における受入れ・就学支援

ア 都内区市町村立学校における受入れ

東京都教育委員会は、各区市町村教育委員会に対し、平成23年3月14日付文部科学省通知の内容の周知を図るとともに、同月18日付けで各区市町村教育委員会に対し、管下公立学校への被災児童生徒等の就学についての特段の配慮と、管下の教育施設における被災児童生徒の受入れについての検討を依頼する文書を発出し、必要な調整や情報提供を行った。

都内の避難所においては、所在区市教育委員会が児童・生徒の就学の相談を行っており、東京都教育委員会も、就学に関する連絡先を周知するための案内を配布するとともに、必要に応じ相談窓口の開設を行った。

イ 区市町村立学校の被災児童・生徒等に対する就学支援

平成23年3月14日付文部科学省通知等を受け、東京都教育委員会は次の3事業を実施した。

(ア)被災幼児就園支援事業

被災し、幼稚園への就園支援が必要となった幼児の保護者等に必要な就園奨励事業を実施した区市町村に対して、東京都が補助を行う。

(イ)被災児童生徒就学援助事業

被災し、就学困難と認められる児童生徒の保護者等に必要な就学援助を実施した区市町村に対して、東京都が補助を行う。

(ウ) 被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業

被災し、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、必要な援助を実施した区市町村に対して、東京都が補助を行う。

(2) 児童・生徒の都立学校における受入れ・給付

東日本大震災に被災した児童・生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、東京都教育委員会では、都立学校への受入れを希望してきた児童・生徒の受入れ及び教科書の給付等必要な支援を行った。

ア 都立学校における受入れ

(ア) 都立高等学校及び都立中高一貫教育校における受入れ

東日本大震災に被災したことに伴い、現在在籍する高等学校等又は入学予定の高等学校等に通学することが困難となった生徒のうち、都内に転居することが確実な者から転学及び入学希望があった場合には、各都立高等学校等において受入れを行うこととした。転入学に当たっては、学校教育法施行規則に基づき、面接等必要な検査を実施の上、受入れを決定し、入学考査料については免除することとした。

(イ) 都立特別支援学校における受入れ

都立高等学校と同様、東日本大震災に被災したことに伴い、現在在籍する特別支援学校幼稚部又は高等部に通学することが困難となった生徒等で都内に転居することが確実な者から転学及び入学希望があった場合には、東京都特別支援教育推進室において転学相談を行うこととした。この場合の都立特別支援学校高等部における入学考査料については、免除とした。

なお、義務教育段階の都立特別支援学校小学部及び中学部への転学希望の場合には、転居先となる区市町村教育委員会で転学相談を行っている。

(ウ) 入学料等の免除

東日本大震災に被災し、又は同地震に伴う福島第一原子力発電所の事故により避難し都立学校への転入学を許可された者について入学料を免除した。

イ 教科用図書等の給付

東日本大震災に被災し都立学校に転入学した生徒に対し、経済的負担を軽減し就学の機会を確保すること等を目的として、教科用図書、体操着等実技・実習に要する用具等の購入経費、修学旅行等校外学習に要する経費について公費により給付した。

(3) B u m B 東京スポーツ文化館における受入れ

被災し、小・中学校、高等学校等への通学が困難となった児童・生徒に衣食住を提供するとともに就学の機会を確保するため、発災直後の平成23年3月18日に岩手県・宮城県・福島県教育委員会へB u m B 東京スポーツ文化館ほか3施設での児童・生徒の

受入れを案内した。

入所した児童・生徒は、都立学校の教員・寄宿舍指導員等のほか、東京学芸大学等のボランティアによる学習支援を受けながら、基本的な生活習慣を確立した規則正しい共同生活を送った。

B u m B 東京スポーツ文化館での受入れは、当初1学期末までを予定していたが、福島第一原子力発電所事故の収束が不透明であったことから、引き続き平成23年度末まで受入期間を延長した。ただし、震災前からの事前予約でB u m B 東京スポーツ文化館が既に満室となっていた夏季休業期間の同年7月23日(土曜日)から同年8月28日(日曜日)までは、都立江戸川特別支援学校旧寄宿舍での生活となった。

B u m B 東京スポーツ文化館における被災児童・生徒受入事業の終了に際しては、学習支援やF C バルセロナ選手との交流等各種イベントへの招待等で支援していただいた43団体に対して、東京都教育委員会から感謝状を贈呈するとともに、児童・生徒、保護者及び一緒に生活してきた支援員による閉所式典を行い、平成24年3月31日に閉鎖した。



B u m B 東京スポーツ文化館の子供たちと学習ボランティア

3 実績・成果

(1) 都内公立学校の被災児童・生徒等受入状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	24人	31人	20人
小学校	659人	591人	545人
中学校	235人	236人	231人
高等学校	198人	231人	45人
中等教育学校	1人	1人	1人
特別支援学校	17人	15人	15人
合計	1,134人	1,105人	857人

※各年度5月1日現在の受入数

(2) 都内公立学校の被災児童・生徒等に対する就学支援

ア 区市町村立学校の被災児童・生徒等に対する就学支援(表1のとおり)

イ 都立学校の被災児童・生徒に対する教科用図書等の給付・補助実績

区 分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
都立高等学校	1,947人	439人	405人
都立特別支援学校	3人	3人	2人

- (内容) a 教科用図書及び授業で使用する補助教材
b 体育着・柔道着・剣道着など実技・実習に要する用具
c 修学旅行、移動教室などの校外学習に参加するための費用

- ※1 都立高等学校における実績人数は、延べ人数である。
※2 都立特別支援学校における補助内容については、特別支援教育就学奨励事業と合わせて実施している。

(3) B u m B 東京スポーツ文化館における受入れ
受入期間 平成23年3月24日から平成24年3月30日まで
受入人数 30人(内訳：小学生14人、中学生5人、高校生11人)

表1

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
被災幼児就園支援事業	対象自治体	27区市	23区市	20区市町
	補助金交付額	9,460千円	8,039千円	7,375千円
被災児童生徒就学援助事業	対象自治体	51区市町	47区市町	49区市町
	補助金交付額	59,493千円	48,719千円	45,952千円
被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業	対象自治体	実績なし		
	補助金交付額			

4 その他

担当者による当時の様子やコメント（B u m B 東京スポーツ文化館 受入業務従事者）

- ・当初、入所した児童・生徒が集団生活を送る上での決まり事等がほとんどなく、支援員との話し合いながら、マニュアル等を徐々に形にしていくなかで運営となった。
- ・着任当時、施設利用や公費執行のためのマニュアル類や現金使用簿等、支援業務に必要な備品等がなく、そうしたマニュアル類の整備、備品の調達等から始まった。
- ・子供たちの通う学校に赴き、体操着や教員から要望があった消耗品の購入なども行った。
- ・空いた時間、子供たちと話をしたり、一緒に遊んだりするなどして交流を深めることができた。小学生の子供が丹精を込めて折ってくれた鶴が大切な物となっている。
- ・今回の業務を通じて、被災地の方が必要としていることを受動的に待つのではなく、実現可能な選択肢を提示して要望を聞き取ることで現状を前進できることを実感した。

5 児童・生徒の心のケア

スクールカウンセラーの派遣・電話相談(こころのケア支援事業)

教育庁 指導部 指導企画課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災発生後、地震・津波により被災したり、福島第一原子力発電所の事故により避難したりした多数の被災者等を、東京都をはじめ各都道府県が受け入れた。

東京都が設置した味の素スタジアム、東京武道館及び東京ビッグサイトをはじめとする避難所のほか、親類宅等に受け入れられた避難者の中には、多数の幼児・児童・生徒が含まれており、避難の長期化に伴い、避難中の児童・生徒等に対する就学機会の確保が必要となった。

文部科学省は、平成23年3月14日付「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」により、被災した児童・生徒等の公立学校への受入れについて、「域内の公立学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること」とするほか、義務教育段階における教科書の取扱いや公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料の取扱い、心のケアを含む健康相談等の充実などについて十分な留意を求める通知を发出した。

(2) 経緯・取組

平成23年

3月14日 文部科学省から「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(通知)」を发出

5月18日 都内区市町村教育委員会に対し、「東京都公立学校緊急スクールカウンセラー派遣事業」の実施意向調査について(依頼)」を发出

2 目的・内容

(1) 目的

被災地から転入した児童・生徒等の心のケア

(2) 内容

ア 被災地から転入した児童・生徒への緊急スクールカウンセラーの配置

災害救助法適用地域から都内の公立小・中学校へ転入した児童・生徒について、心のケアが必要と都内区市町村が判断した場合、当該区市町村からの要請に基づき緊急でスクールカウンセラーを配置した。

イ BumB東京スポーツ文化館等への都教育相談センター心理職、専門家アドバイザースタッフ、問題行動サポートスタッフの派遣

被災地からの児童・生徒がBumB東京スポーツ文化館等への入所に当たり、今後の適応を円滑にするため、心理職との面談を設定した。

面談で継続的な支援が必要な場合、及び都内公立学校からの対応の要請がある場合には、専門家アドバイザースタッフや問題行動サポートスタッフを派遣した。

ウ 被災地児童・生徒・保護者に対する電話相談
被災地児童・生徒・保護者に対して電話対応が24時間常時可能となるよう電話相談体制を整備した。

3 実績・成果

(1) 実績

ア 被災地から転入した児童・生徒への緊急スクールカウンセラーの配置

平成23年度実績 都内11区市町

イ BumB東京スポーツ文化館等への都教育相談センター心理職、専門家アドバイザースタッフ、問題行動サポートスタッフの派遣

平成23年度実績11件

ウ 被災地児童・生徒・保護者に対する電話相談
平成23年度実績75件

(2) 成果

被災地から転居を余儀なくされたり東日本大震災を目の当たりにし、心理的な負担を負っている児童・生徒等への心のケアを図ることができた。

4 その他

緊急スクールカウンセラーの配置及びBumB東京スポーツ文化館等への都教育相談センター心理職、専門家アドバイザースタッフ、問題行動サポートスタッフの派遣については、平成23年度で終了した。

電話相談については、平成24年度からは都教育相談センターにおける通常業務の中で実施し、被災児童・生徒へのメンタルアドバイザー（臨床心理士）の派遣事業については、平成25年度で終了した。

第2節 避難者支援

1 住宅の提供

都営住宅等の提供

都市整備局 都営住宅経営部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

発災後の翌週の平成23年3月14日から避難者が次々に都庁に来庁し始める。この時点では、東京都での受入れ施設が整っていないため、先に受入れを表明していた、さいたまスーパーアリーナを紹介することとなった。その後、同年3月17日から東京武道館と調布庁舎(味の素スタジアム)に避難所を設け、約1,600人規模で避難者の緊急受入れを開始した。その後、東京国際展示場(東京ビッグサイト)と東京国際フォーラムの2施設を追加するとともに、区市町村とも連携を図りつつ、都内で約10,000人の受入れ体制を整備した。

(2) 経緯・取組

震災後、都営住宅等の提供については、被災県・国・近隣県市等からの情報収集と調整に努め、3月中旬には方針を決定し、短期間で避難者の受入れが可能な住宅として都営住宅、東京都住宅供給公社から提供を受けた公社住宅など、当初600戸を確保した。

平成23年

- 3月19日 被災者からの電話対応開始(～4月中旬)
- 3月23日 申し込み受付開始(～3月25日)
- 3月28日 第1回抽選及び結果発表
- 4月1日 第1回当選者対象入居説明会
- 4月15日 全落選世帯対象国家公務員宿舎への受入れ
- 4月19日 全落選世帯対象都営住宅への受入れ
- 4月26日 第2回都営住宅の受付
- 7月25日 都内避難者受入れの常時相談の受付開始
- 12月28日 受入れ受付終了

2 内容

(1) 都営住宅等の受入れ手続きなど

平成23年3月25日までの受付は、約1,600世帯の応募があった。地震等による避難者向けと福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者向け各300戸の計600戸を確保した。入居に際しては高齢者、障害者、乳幼

児のいる世帯等を入居優先世帯としていたが、優先世帯だけで確保した戸数を上回る応募があったことから、同年3月28日に抽選を行い入居者を決定した。

同年4月1日、第二本庁舎2階で、当選した避難者一人ひとりに、割当て住宅について、場所や間取りなどの説明を行った。その後避難者が各自入居する都営住宅に向かい、現地で入居説明会、入居手続き及び鍵の交付となった。現地では、自治会など居住者団体や区市と連携し、受入れ世帯数、学齢期の児童数、高齢者数などを事前に連絡の上、また住宅建設事務所の職員や公社職員の協力も得て、各団地の集会所15か所で同時に行った。

常時受付の開始後は、受付・審査→住宅の確保・割当→住宅設備器具等設置→入居説明・手続というサイクルになり、受入れ住宅の準備が整うごとに、頻繁に入居説明と入居手続きを実施し、平成23年9月6日から平成24年3月8日まで、国家公務員宿舎の入居手続も合わせると入居説明及び入居手続の回数は計40回に上った。入居まで避難者が待機する期間は、受付から入居まで約1か月から2か月であった。



第二本庁舎20階E会議室が臨時抽選会場



被災県東京事務所職員立会のもと抽選



4月1日午前第二本庁舎2階にて



4月1日午後都営成増五丁目APにて

(2) 避難者への連絡方法

第1回目以降の都営住宅等の入居に関する避難者への連絡は、迅速に伝えることを重視し、主に入居申込みをした避難者の連絡先に電話をかけ、口頭で内容を伝えるものであった。部内各課職員が手分けをして、あらかじめ用意したマニュアルに沿って電話をかけた。しかし避難者がすぐに電話に出てくるとは限らず、何回かかけ直す場面が少なからずあった。

(3) 受付・手続き会場の手配など

会場の手配については、財務局の庁舎管理課や総務局の警備担当と入居受付や入居説明のあるたび、

打合せ、多数の人数が一度に押し寄せても対応可能な空間として第二本庁舎内の臨時窓口、入札室、2階ロビーなどを確保することに努めた。

第二本庁舎1階ホールが支援物資で埋め尽くされ、1階フロアも救援物資受付会場に使われていることから、実際使えるのは第二本庁舎2階のタリーズコーヒーがある周辺と庁舎出入り口周辺の空間に限定されていた。

(4) 受付の終了

平成23年4月から受入れを行ってきた都営住宅については、被災県と調整の上、同年12月28日をもって受付を終了した。

(5) 都内避難者への都営住宅等の割り当てについて

ア 避難者の受入れ住宅の確保

(ア) 都営住宅の確保

住宅の確保に当たっては、直ちに使用できる住宅で、ある程度戸数がまとまっている団地であることを条件とすることから、建替事業の移転先として確保している住宅にしぼり、これらの住宅を所管している東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所に、建替事業に支障のない範囲で、提供できる住宅を至急選定するよう要請を行った。

住宅建設事務所では、当面、建替事業で使用しない住宅を精査し、かつ、浴槽設置の有無や補修の必要性があるかなど、使用に問題のない住宅を至急点検の上、約400戸の住宅を確保することができた。

<主な避難者受入れ都営住宅>



百人町四丁目第5アパート
(新宿区)



小松川三丁目第2アパート
(江戸川区)



武蔵野緑町二丁目第3アパート
(武蔵野市)

(イ) 国からの国家公務員宿舎の提供

平成23年4月1日の第1回の都営住宅等への受入れに当選されなかった方で、「原発周辺において、国から避難指示等が出された地域の避難者」、「東日本大震災の地震により居住継続が困難になった避難者」を優先して、国から提供を受けた国家公務員宿舎である東雲住宅を活用し、都営住宅とあわせて約700戸を確保した上で、第2回の避難者の方の受け入れを行った。国からは、東雲住宅以外にも九段住宅及び東久留米住宅の提供を受けた。

イ 避難者への住宅の決定

避難者の住宅を決めるに当たっては、申込書に記載された内容を基に、以下の基準に基づいて住宅の決定を行った。

<申込書への主な記載項目>

申込書には、申込者名、現在の居所、連絡先、入居予定者、続柄、年齢、優先区分、希望地区を記入項目とした。

優先区分は、乳幼児、妊婦、障害者、難病患者、65歳以上の高齢者がいる世帯とし、入居希望地区として、「23区」・「多摩地域」・「どちらでもよい」とした。

これらの情報を基に、以下の基準に沿って、住宅の決定を行った。

都営住宅等申込書

東京都庁 東京都 東京都庁 東京都庁

【申込書】

氏名	
現在の居所 (通称先住所)	
連絡先 (電話番号)	

申込者の住所	区・町・村
申込区分 (O印)	区別 1(1)区別 2(2)区別 3(3)区別 4(4)区別 5(5)区別 6(6)区別 7(7)区別 8(8)区別 9(9)区別 10(10)区別 11(11)区別 12(12)区別 13(13)区別 14(14)区別 15(15)区別 16(16)区別 17(17)区別 18(18)区別 19(19)区別 20(20)区別 21(21)区別 22(22)区別 23(23)区別 24(24)区別 25(25)区別 26(26)区別 27(27)区別 28(28)区別 29(29)区別 30(30)区別 31(31)区別 32(32)区別 33(33)区別 34(34)区別 35(35)区別 36(36)区別 37(37)区別 38(38)区別 39(39)区別 40(40)区別 41(41)区別 42(42)区別 43(43)区別 44(44)区別 45(45)区別 46(46)区別 47(47)区別 48(48)区別 49(49)区別 50(50)区別 51(51)区別 52(52)区別 53(53)区別 54(54)区別 55(55)区別 56(56)区別 57(57)区別 58(58)区別 59(59)区別 60(60)区別 61(61)区別 62(62)区別 63(63)区別 64(64)区別 65(65)区別 66(66)区別 67(67)区別 68(68)区別 69(69)区別 70(70)区別 71(71)区別 72(72)区別 73(73)区別 74(74)区別 75(75)区別 76(76)区別 77(77)区別 78(78)区別 79(79)区別 80(80)区別 81(81)区別 82(82)区別 83(83)区別 84(84)区別 85(85)区別 86(86)区別 87(87)区別 88(88)区別 89(89)区別 90(90)区別 91(91)区別 92(92)区別 93(93)区別 94(94)区別 95(95)区別 96(96)区別 97(97)区別 98(98)区別 99(99)区別 100(100)区別 101(101)区別 102(102)区別 103(103)区別 104(104)区別 105(105)区別 106(106)区別 107(107)区別 108(108)区別 109(109)区別 110(110)区別 111(111)区別 112(112)区別 113(113)区別 114(114)区別 115(115)区別 116(116)区別 117(117)区別 118(118)区別 119(119)区別 120(120)区別 121(121)区別 122(122)区別 123(123)区別 124(124)区別 125(125)区別 126(126)区別 127(127)区別 128(128)区別 129(129)区別 130(130)区別 131(131)区別 132(132)区別 133(133)区別 134(134)区別 135(135)区別 136(136)区別 137(137)区別 138(138)区別 139(139)区別 140(140)区別 141(141)区別 142(142)区別 143(143)区別 144(144)区別 145(145)区別 146(146)区別 147(147)区別 148(148)区別 149(149)区別 150(150)区別 151(151)区別 152(152)区別 153(153)区別 154(154)区別 155(155)区別 156(156)区別 157(157)区別 158(158)区別 159(159)区別 160(160)区別 161(161)区別 162(162)区別 163(163)区別 164(164)区別 165(165)区別 166(166)区別 167(167)区別 168(168)区別 169(169)区別 170(170)区別 171(171)区別 172(172)区別 173(173)区別 174(174)区別 175(175)区別 176(176)区別 177(177)区別 178(178)区別 179(179)区別 180(180)区別 181(181)区別 182(182)区別 183(183)区別 184(184)区別 185(185)区別 186(186)区別 187(187)区別 188(188)区別 189(189)区別 190(190)区別 191(191)区別 192(192)区別 193(193)区別 194(194)区別 195(195)区別 196(196)区別 197(197)区別 198(198)区別 199(199)区別 200(200)区別 201(201)区別 202(202)区別 203(203)区別 204(204)区別 205(205)区別 206(206)区別 207(207)区別 208(208)区別 209(209)区別 210(210)区別 211(211)区別 212(212)区別 213(213)区別 214(214)区別 215(215)区別 216(216)区別 217(217)区別 218(218)区別 219(219)区別 220(220)区別 221(221)区別 222(222)区別 223(223)区別 224(224)区別 225(225)区別 226(226)区別 227(227)区別 228(228)区別 229(229)区別 230(230)区別 231(231)区別 232(232)区別 233(233)区別 234(234)区別 235(235)区別 236(236)区別 237(237)区別 238(238)区別 239(239)区別 240(240)区別 241(241)区別 242(242)区別 243(243)区別 244(244)区別 245(245)区別 246(246)区別 247(247)区別 248(248)区別 249(249)区別 250(250)区別 251(251)区別 252(252)区別 253(253)区別 254(254)区別 255(255)区別 256(256)区別 257(257)区別 258(258)区別 259(259)区別 260(260)区別 261(261)区別 262(262)区別 263(263)区別 264(264)区別 265(265)区別 266(266)区別 267(267)区別 268(268)区別 269(269)区別 270(270)区別 271(271)区別 272(272)区別 273(273)区別 274(274)区別 275(275)区別 276(276)区別 277(277)区別 278(278)区別 279(279)区別 280(280)区別 281(281)区別 282(282)区別 283(283)区別 284(284)区別 285(285)区別 286(286)区別 287(287)区別 288(288)区別 289(289)区別 290(290)区別 291(291)区別 292(292)区別 293(293)区別 294(294)区別 295(295)区別 296(296)区別 297(297)区別 298(298)区別 299(299)区別 300(300)区別 301(301)区別 302(302)区別 303(303)区別 304(304)区別 305(305)区別 306(306)区別 307(307)区別 308(308)区別 309(309)区別 310(310)区別 311(311)区別 312(312)区別 313(313)区別 314(314)区別 315(315)区別 316(316)区別 317(317)区別 318(318)区別 319(319)区別 320(320)区別 321(321)区別 322(322)区別 323(323)区別 324(324)区別 325(325)区別 326(326)区別 327(327)区別 328(328)区別 329(329)区別 330(330)区別 331(331)区別 332(332)区別 333(333)区別 334(334)区別 335(335)区別 336(336)区別 337(337)区別 338(338)区別 339(339)区別 340(340)区別 341(341)区別 342(342)区別 343(343)区別 344(344)区別 345(345)区別 346(346)区別 347(347)区別 348(348)区別 349(349)区別 350(350)区別 351(351)区別 352(352)区別 353(353)区別 354(354)区別 355(355)区別 356(356)区別 357(357)区別 358(358)区別 359(359)区別 360(360)区別 361(361)区別 362(362)区別 363(363)区別 364(364)区別 365(365)区別 366(366)区別 367(367)区別 368(368)区別 369(369)区別 370(370)区別 371(371)区別 372(372)区別 373(373)区別 374(374)区別 375(375)区別 376(376)区別 377(377)区別 378(378)区別 379(379)区別 380(380)区別 381(381)区別 382(382)区別 383(383)区別 384(384)区別 385(385)区別 386(386)区別 387(387)区別 388(388)区別 389(389)区別 390(390)区別 391(391)区別 392(392)区別 393(393)区別 394(394)区別 395(395)区別 396(396)区別 397(397)区別 398(398)区別 399(399)区別 400(400)区別 401(401)区別 402(402)区別 403(403)区別 404(404)区別 405(405)区別 406(406)区別 407(407)区別 408(408)区別 409(409)区別 410(410)区別 411(411)区別 412(412)区別 413(413)区別 414(414)区別 415(415)区別 416(416)区別 417(417)区別 418(418)区別 419(419)区別 420(420)区別 421(421)区別 422(422)区別 423(423)区別 424(424)区別 425(425)区別 426(426)区別 427(427)区別 428(428)区別 429(429)区別 430(430)区別 431(431)区別 432(432)区別 433(433)区別 434(434)区別 435(435)区別 436(436)区別 437(437)区別 438(438)区別 439(439)区別 440(440)区別 441(441)区別 442(442)区別 443(443)区別 444(444)区別 445(445)区別 446(446)区別 447(447)区別 448(448)区別 449(449)区別 450(450)区別 451(451)区別 452(452)区別 453(453)区別 454(454)区別 455(455)区別 456(456)区別 457(457)区別 458(458)区別 459(459)区別 460(460)区別 461(461)区別 462(462)区別 463(463)区別 464(464)区別 465(465)区別 466(466)区別 467(467)区別 468(468)区別 469(469)区別 470(470)区別 471(471)区別 472(472)区別 473(473)区別 474(474)区別 475(475)区別 476(476)区別 477(477)区別 478(478)区別 479(479)区別 480(480)区別 481(481)区別 482(482)区別 483(483)区別 484(484)区別 485(485)区別 486(486)区別 487(487)区別 488(488)区別 489(489)区別 490(490)区別 491(491)区別 492(492)区別 493(493)区別 494(494)区別 495(495)区別 496(496)区別 497(497)区別 498(498)区別 499(499)区別 500(500)区別 501(501)区別 502(502)区別 503(503)区別 504(504)区別 505(505)区別 506(506)区別 507(507)区別 508(508)区別 509(509)区別 510(510)区別 511(511)区別 512(512)区別 513(513)区別 514(514)区別 515(515)区別 516(516)区別 517(517)区別 518(518)区別 519(519)区別 520(520)区別 521(521)区別 522(522)区別 523(523)区別 524(524)区別 525(525)区別 526(526)区別 527(527)区別 528(528)区別 529(529)区別 530(530)区別 531(531)区別 532(532)区別 533(533)区別 534(534)区別 535(535)区別 536(536)区別 537(537)区別 538(538)区別 539(539)区別 540(540)区別 541(541)区別 542(542)区別 543(543)区別 544(544)区別 545(545)区別 546(546)区別 547(547)区別 548(548)区別 549(549)区別 550(550)区別 551(551)区別 552(552)区別 553(553)区別 554(554)区別 555(555)区別 556(556)区別 557(557)区別 558(558)区別 559(559)区別 560(560)区別 561(561)区別 562(562)区別 563(563)区別 564(564)区別 565(565)区別 566(566)区別 567(567)区別 568(568)区別 569(569)区別 570(570)区別 571(571)区別 572(572)区別 573(573)区別 574(574)区別 575(575)区別 576(576)区別 577(577)区別 578(578)区別 579(579)区別 580(580)区別 581(581)区別 582(582)区別 583(583)区別 584(584)区別 585(585)区別 586(586)区別 587(587)区別 588(588)区別 589(589)区別 590(590)区別 591(591)区別 592(592)区別 593(593)区別 594(594)区別 595(595)区別 596(596)区別 597(597)区別 598(598)区別 599(599)区別 600(600)区別 601(601)区別 602(602)区別 603(603)区別 604(604)区別 605(605)区別 606(606)区別 607(607)区別 608(608)区別 609(609)区別 610(610)区別 611(611)区別 612(612)区別 613(613)区別 614(614)区別 615(615)区別 616(616)区別 617(617)区別 618(618)区別 619(619)区別 620(620)区別 621(621)区別 622(622)区別 623(623)区別 624(624)区別 625(625)区別 626(626)区別 627(627)区別 628(628)区別 629(629)区別 630(630)区別 631(631)区別 632(632)区別 633(633)区別 634(634)区別 635(635)区別 636(636)区別 637(637)区別 638(638)区別 639(639)区別 640(640)区別 641(641)区別 642(642)区別 643(643)区別 644(644)区別 645(645)区別 646(646)区別 647(647)区別 648(648)区別 649(649)区別 650(650)区別 651(651)区別 652(652)区別 653(653)区別 654(654)区別 655(655)区別 656(656)区別 657(657)区別 658(658)区別 659(659)区別 660(660)区別 661(661)区別 662(662)区別 663(663)区別 664(664)区別 665(665)区別 666(666)区別 667(667)区別 668(668)区別 669(669)区別 670(670)区別 671(671)区別 672(672)区別 673(673)区別 674(674)区別 675(675)区別 676(676)区別 677(677)区別 678(678)区別 679(679)区別 680(680)区別 681(681)区別 682(682)区別 683(683)区別 684(684)区別 685(685)区別 686(686)区別 687(687)区別 688(688)区別 689(689)区別 690(690)区別 691(691)区別 692(692)区別 693(693)区別 694(694)区別 695(695)区別 696(696)区別 697(697)区別 698(698)区別 699(699)区別 700(700)区別 701(701)区別 702(702)区別 703(703)区別 704(704)区別 705(705)区別 706(706)区別 707(707)区別 708(708)区別 709(709)区別 710(710)区別 711(711)区別 712(712)区別 713(713)区別 714(714)区別 715(715)区別 716(716)区別 717(717)区別 718(718)区別 719(719)区別 720(720)区別 721(721)区別 722(722)区別 723(723)区別 724(724)区別 725(725)区別 726(726)区別 727(727)区別 728(728)区別 729(729)区別 730(730)区別 731(731)区別 732(732)区別 733(733)区別 734(734)区別 735(735)区別 736(736)区別 737(737)区別 738(738)区別 739(739)区別 740(740)区別 741(741)区別 742(742)区別 743(743)区別 744(744)区別 745(745)区別 746(746)区別 747(747)区別 748(748)区別 749(749)区別 750(750)区別 751(751)区別 752(752)区別 753(753)区別 754(754)区別 755(755)区別 756(756)区別 757(757)区別 758(758)区別 759(759)区別 760(760)区別 761(761)区別 762(762)区別 763(763)区別 764(764)区別 765(765)区別 766(766)区別 767(767)区別 768(768)区別 769(769)区別 770(770)区別 771(771)区別 772(772)区別 773(773)区別 774(774)区別 775(775)区別 776(776)区別 777(777)区別 778(778)区別 779(779)区別 780(780)区別 781(781)区別 782(782)区別 783(783)区別 784(784)区別 785(785)区別 786(786)区別 787(787)区別 788(788)区別 789(789)区別 790(790)区別 791(791)区別 792(792)区別 793(793)区別 794(794)区別 795(795)区別 796(796)区別 797(797)区別 798(798)区別 799(799)区別 800(800)区別 801(801)区別 802(802)区別 803(803)区別 804(804)区別 805(805)区別 806(806)区別 807(807)区別 808(808)区別 809(809)区別 810(810)区別 811(811)区別 812(812)区別 813(813)区別 814(814)区別 815(815)区別 816(816)区別 817(817)区別 818(818)区別 819(819)区別 820(820)区別 821(821)区別 822(822)区別 823(823)区別 824(824)区別 825(825)区別 826(826)区別 827(827)区別 828(828)区別 829(829)区別 830(830)区別 831(831)区別 832(832)区別 833(833)区別 834(834)区別 835(835)区別 836(836)区別 837(837)区別 838(838)区別 839(839)区別 840(840)区別 841(841)区別 842(842)区別 843(843)区別 844(844)区別 845(845)区別 846(846)区別 847(847)区別 848(848)区別 849(849)区別 850(850)区別 851(851)区別 852(852)区別 853(853)区別 854(854)区別 855(855)区別 856(856)区別 857(857)区別 858(858)区別 859(859)区別 860(860)区別 861(861)区別 862(862)区別 863(863)区別 864(864)区別 865(865)区別 866(866)区別 867(867)区別 868(868)区別 869(869)区別 870(870)区別 871(871)区別 872(872)区別 873(873)区別 874(874)区別 875(875)区別 876(876)区別 877(877)区別 878(878)区別 879(879)区別 880(880)区別 881(881)区別 882(882)区別 883(883)区別 884(884)区別 885(885)区別 886(886)区別 887(887)区別 888(888)区別 889(889)区別 890(890)区別 891(891)区別 892(892)区別 893(893)区別 894(894)区別 895(895)区別 896(896)区別 897(897)区別 898(898)区別 899(899)区別 900(900)区別 901(901)区別 902(902)区別 903(903)区別 904(904)区別 905(905)区別 906(906)区別 907(907)区別 908(908)区別 909(909)区別 910(910)区別 911(911)区別 912(912)区別 913(913)区別 914(914)区別 915(915)区別 916(916)区別 917(917)区別 918(918)区別 919(919)区別 920(920)区別 921(921)区別 922(922)区別 923(923)区別 924(924)区別 925(925)区別 926(926)区別 927(927)区別 928(928)区別 929(929)区別 930(930)区別 931(931)区別 932(932)区別 933(933)区別 934(934)区別 935(935)区別 936(936)区別 937(937)区別 938(938)区別 939(939)区別 940(940)区別 941(941)区別 942(942)区別 943(943)区別 944(944)区別 945(945)区別 946(946)区別 947(947)区別 948(948)区別 949(949)区別 950(950)区別 951(951)区別 952(952)区別 953(953)区別 954(954)区別 955(955)区別 956(956)区別 957(957)区別 958(958)区別 959(959)区別 960(960)区別 961(961)区別 962(962)区別 963(963)区別 964(964)区別 965(965)区別 966(966)区別 967(967)区別 968(968)区別 969(969)区別 970(970)区別 971(971)区別 972(972)区別 973(973)区別 974(974)区別 975(975)区別 976(976)区別 977(977)区別 978(978)区別 979(979)区別 980(980)区別 981(981)区別 982(982)区別 983(983)区別 984(984)区別 985(985)区別 986(986)区別 987(987)区別 988(988)区別 989(989)区別 990(990)区別 991(991)区別 992(992)区別 993(993)区別 994(994)区別 995(995)区別 996(996)区別 997(997)区別 998(998)区別 999(999)区別 1000(1000)区別 1001(1001)区別 1002(1002)区別 1003(1003)区別 1004(1004)区別 1005(1005)区別 1006(1006)区別 1007(1007)区別 1008(1008)区別 1009(1009)区別 1010(1010)区別 1011(1011)区別 1012(1012)区別 1013(1013)区別 1014(1014)区別 1015(1015)区別 1016(1016)区別 1017(1017)区別 1018(1018)区別 1019(1019)区別 1020(1020)区別 1021(1021)区別 1022(1022)区別 1023(1023)区別 1024(1024)区別 1025(1025)区別 1026(1026)区別 1027(1027)区別 1028(1028)区別 1029(1029)区別 1030(1030)区別 1031(1031)区別 1032(1032)区別 1033(1033)区別 1034(1034)区別 1035(1035)区別 1036(1036)区別 1037(1037)区別 1038(1038)区別 1039(1039)区別 1040(1040)区別 1041(1041)区別 1042(1042)区別 1043(1043)区別 1044(1044)区別 1045(1045)区別 1046(1046)区別 1047(1047)区別 1048(1048)区別 1049(1049)区別 1050(1050)区別 1051(1051)区別 1052(1052)区別 1053(1053)区別 1054(1054)区別 1055(1055)区別 1056(1056)区別 1057(1057)区別 1058(1058)区別 1059(1059)区別 1060(1060)区別 1061(1061)区別 1062(1062)区別 1063(1063)区別 1064(1064)区別 106

が入居する住宅に設置することとした。



住宅設備器具等5点セット

イ 緊急的かつ即時対応の必要性

今回設置する住宅設備器具等の経費については、災害対策予算として措置できるよう関係部局と調整を図り、災害救助法等による国への求償についても視野に入れるとともに、第1次受入れとなる震災発生から20日後の平成23年4月1日まで短期間となるため、緊急処置として都営住宅等事業会計により住宅設備器具等を購入・設置することとした。

また、入居に際しては、設置と併せて都営住宅等の空家清掃等を実施する必要があるあった。

その後、複数回にわたる避難者の受入れの対応についても、常にスピードを意識した準備態勢体制が不可欠であった。

ウ 応急仮設住宅の指定

都営住宅等は、入居当初、避難所としての位置付けであったが、平成23年6月、災害救助法による応急仮設住宅としての扱いとなった。ついては、他県の応急仮設住宅の標準仕様であるエアコン、網戸及びカーテンが未設置であったため、対応することとなった。しかし、すでに盛夏を迎えており、避難者からの早い設置の要望もあり、同年7月20日の学校の夏休み前までを目途に設置を迅速に進めるよう取り組んだ。

3 その他

担当者のコメント

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。東京都は、被災地より避難された方々を可能な限り受入れてきた。過去にも、地震や噴火など自然災害による避難者を受入れしてきた経験はあったが、今回の受け入れはそれに加えて原発事故による避難者の受け入れが多くを占めた。

原発事故による避難者については、県の意向により福島県在住者全てを対象としたが、受入れ対象者の範囲の定義づけが非常に難しかった。

首都直下型をはじめ地震はいつ発生するか分からないと言われている。都職員も避難者となり得る可能性は十分ある。

避難者の受入れ業務を通じて経験したことは、常日ごろから地震等に備えるとともに、想定外の事態に直面しても、現場にあるもので工夫しながら対応していくこと、そして、自らが被災者になったときは、自身の行動や言動について、都の職員として自覚をもって行動していくことを強く感じた。

今回の避難者受入れ業務は、さまざまな都の部局から支援や各方面から協力を頂いた上で成し得たものである。この場を借りてご協力の御礼を申し上げる。

民間借上げ住宅の提供

都市整備局 住宅政策推進部 不動産課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東京都では、都民が震災等で被災した場合に備え、地域防災計画に基づき、不動産業関係の業界団体（（公益社団法人）東京都宅地建物取引業協会、（公益社団法人）全日本不動産協会東京都本部及び（公益社団法人）東京共同住宅協会）と民間賃貸住宅の借上げについての協定を締結している。

今回、東日本大震災の発生に伴い、被災県から応援要請があったことにより、東京都として、応急仮設住宅を避難者に提供することとなった。

当初は都営住宅等で受け入れたが、様々な事情により都営住宅等で受け入れができない方を対象として民間賃貸住宅を借り上げて避難者に提供することとなった。

まず、閉鎖後のグランドプリンスホテル赤坂に避難されている方を対象に受け入れ、その後、その他の都内へ避難している方を対象に受け入れた。

(2) 経緯・取組

被災3県からの民間賃貸住宅の借上げに係る依頼（平成23年5月8日 福島県、同月11日 宮城県、同月19日 岩手県）があり、また、旧グランドプリンスホテル赤坂への避難者の受け入れが終了する（同年6月30日）ことから、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することの検討を開始した。

平成23年

5月 募集要件の検討

被災3県からの要請に従って、入居者要件を設定した。

家賃は7.5万円／月（世帯人数5名以上は10万円／月）を上限として民間賃貸住宅を借り上げ提供することとした。同時に、日本赤十字社から寄贈された生活家電セットや都貸与の布団、テレビ及び冷蔵庫の手配も行った。

実際の業務は「（公益財団法人）東京都防災・建築まちづくりセンター」に委託し、受け入れを行うこととした。

6月20日 民間賃貸住宅による受け入れの開始（プレス発表）

当面、8月末までの受け入れを予定

災害救助法に基づき、入居期間は当面1年間

7月22日 上記のプレス発表の具体的な内容として、被災者受け入れ業務を委託したことに伴い、7月27日以降の受付業務を上記センターで実施すること及び受付期間を当面平成23年8月31日までとすることを発表（プレス発表）

9月1日 受付期間を当面9月30日までとする。（プレス発表）

9月26日 受付期間を12月28日までとする。（プレス発表）

11月25日 被災3県からの要請に基づき、入居期間を2年間に延長（プレス発表）

12月28日 受付終了（入居者の契約は平成24年3月30日まで発生）

平成24年

5月16日 入居期間を3年間に延長（プレス発表）

平成25年

9月18日 入居期間を岩手県、宮城県からの避難者は4年間、福島県からの避難者は平成27年3月末まで延長（プレス発表）

2 目的・内容

(1) 目的

被災県からの応援要請に基づき、被災地において居住継続が困難になり、都内に避難している方を対象に応急仮設住宅を提供することにより、住宅の確保を図る。

(2) 内容

ア 募集条件等

対象世帯	
(1)通学、通院、介護などの個別のご事情があり、都営住宅等では適切な住宅が見つからない方。宮城県及び岩手県に居住されていた者については、東日本大震災により居住継続が困難な者 (2)既に都内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を締結し居住されている方で、所定の条件を満たし、家主等の同意を得て都の借上契約に切り替えることが可能な方	
対象物件・経費等	
家賃等(都負担)	家賃、共益費、管理費、駐車場料、退去修繕負担金、仲介手数料、損害保険料等
借上げ期間	借上契約を締結した日から当面1年間(当初)
その他	新耐震基準を満たす建築物であること エアコン、コンロ、照明器具、給湯器、カーテンが設置されていること

イ 募集の周知方法

平成23年6月20日 都ホームページに情報掲載
プレス発表と併せて、都ホームページに募集について掲載するとともに、都内の避難所でも情報提供を行った。

作成した物件リストをもとに住宅を紹介、また、適切な物件がリストにない場合は、関係団体を通じ宅建業者等に住宅の紹介を依頼した(下図のとおり)。

ウ 募集、入居申込の受付・相談・事務手続

平成23年7月27日～ 募集受付【(公益財団法人)東京都防災・建築まちづくりセンター】

業務委託した「(公益財団法人)東京都防災・建築まちづくりセンター」の事務所に、問い合わせ窓口となる「民間賃貸住宅による避難者受入れ東京都相談センター」を設け、被災者からの電話相談を受け付けた。センターは、相談受付票を作成し、事前に

エ 契約手法・契約手続き

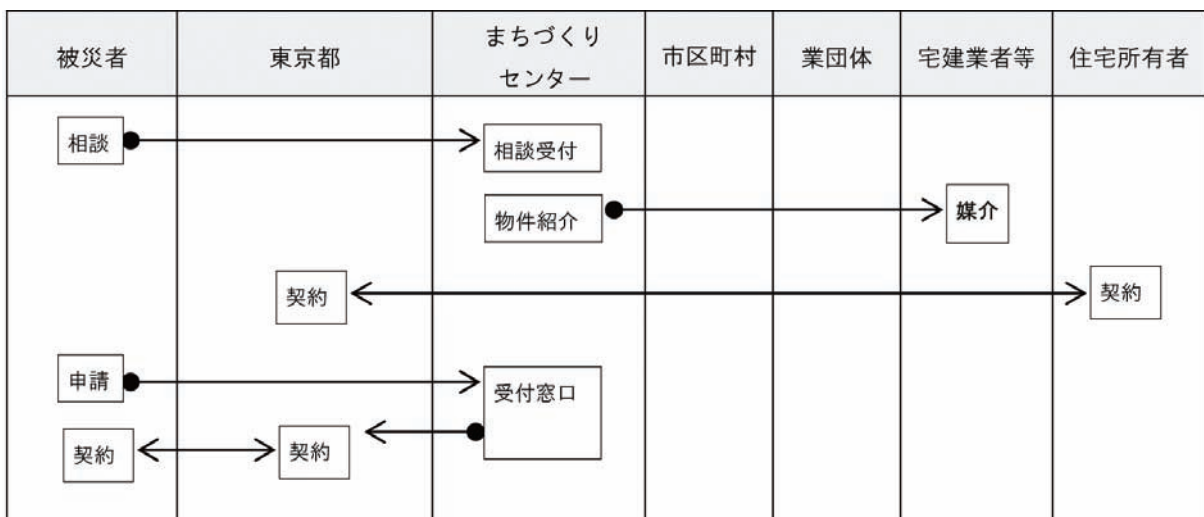
住宅所有者と都の二者間による普通建物賃貸借契約及び被災者と都との一時使用貸借契約

都が、住宅所有者から普通建物賃貸借契約で住宅を借り上げ、被災者とは一時使用貸借契約を結び住宅を提供することとした。

オ 入居実態の確認・対応等

現地確認

年2回現地を訪問し、居住者と面会している。



3 実績・成果

(1) 契約実績

平成24年 3月30日現在		平成25年 3月31日現在		平成26年 3月31日現在	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
480	1,112	410	921	339	759

(2) 成果

- ・被災し、都内に避難してきた方に建物としては仮設ではない民間賃貸住宅を提供することができ、生活の再建に寄与している。
- ・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げることは、初めての取組であるため、今後、都が被災した場合に、問題点を含めてその経験を生かすことができる。

4 事業実施に当たった課題等

(1) 課題

- ア 被災者の様々な希望を優先しすぎると住宅確保が困難となる。
- イ 駐車場代など必要と思われる費用であっても求償対象とならないものもある。
- ウ 他の自治体の受入れ条件が分からず、保険料

等、負担の判断に苦慮した経費があった。

(2) 今後の展望

平成26年8月6日 応急仮設住宅の供与期間を岩手県、宮城県からの避難者のうち供与期間を延長することとされた市町村からの避難者については、入居日から5年間、福島県からの避難者は平成28年3月末まで延長(プレス発表)

5 その他

- ・都として民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として被災者へ提供することは、初めてであったため、契約等の内容を決定するためかなりの時間を割いた。
- ・被災者の希望は様々であり、その希望と住宅とをマッチングさせることに苦慮した。
- ・民間賃貸住宅では、エレベーターがある住宅を確保することが難しく、被災者の理解も得ながら、都営住宅等との調整を行い対応した。

2 孤立化防止事業

戸別訪問活動、サロン活動等

福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

震災後、福島県等から都内へ多くの方が避難されてきて、都営住宅等の団地に入居されたり、子どもや親戚宅へ身を寄せて生活することとなった。避難が長期化する中で、特に高齢者や障害者の避難者が見知らぬ土地で生活することへの不安が増してひきこもりがちになることが懸念されたため、避難者の不安を取り除き孤立化しないような対策が必要とされた。

(2) 経緯・取組

「東京緊急対策2011」(平成23年5月30日)に盛り込まれ、平成23年6月の東京都議会第二回定例会にお

いて審議され、補正予算として成立したことにより事業が開始された。

< 具体的経過 >

- 平成23年
7月1日 補正予算成立
- 7月19日 避難者の孤立化防止事業等に関する説明会開催

2 目的・内容

(1) 目的

被災地から避難してきている避難者(特に高齢者・障害者等の要配慮者)が、見知らぬ土地で生活する

ことへの不安が増してひきこもりがちになることがないように、避難者を支援し孤立化防止を図る。

(2) 内容

各地域の社会福祉協議会が中心となり、区市町村や自治会、民生委員等と連携しながら、避難者の生活している地域の実情に応じて以下の取組を行う（東京都社会福祉協議会への補助事業）。

ア 戸別訪問

特に高齢者・障害者等の要配慮者を中心に戸別訪問を行い、生活上の困りごと等がないか確認し、必要な支援につなげる。同時に、避難者支援の相談窓口、利用できるサービスやその手続き等を記載したリーフレットを作成し配布する。

また、定期的に訪問することで、避難者のひきこもりや孤立化を防止する。

イ サロンの設置

団地の集会室等を避難者が集う「サロン」として活用することで、避難者同士の交流を図り、避難者の孤立化を防止する。

ウ その他

区市町村や地域包括支援センター等と連携し、避難者の自立した生活に向けた支援を行う。

3 実績・成果

(1) 実績

実施年度	実施地区数
平成23年度	15地区
平成24年度	19地区
平成25年度	17地区

(2) 成果

ア 戸別訪問を通して、避難者それぞれの生活状況やニーズ等に合わせたきめ細かい支援の提供が可能となっている。

イ サロンや交流会の開催を通して、避難者同士や地域住民との交流が広がっており、避難者の孤立化防止に寄与している。

ウ 避難者自らが戸別訪問を実施したり、サロンや交流イベントを企画・運営するなど、自主的な取組も展開されるようになっている。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

ア 自ら声をあげず、支援を拒否される方を緩やかに見守りながら適切な支援につなげるため、近隣住民や関係機関と連携した、粘り強い対応が必要とされている。

イ 子育て、就労、ひきこもり、アルコール依存等、多様化する避難者のニーズに対し、個々の状態に合わせたより一層きめ細かい支援が求められている。

ウ 関係部署、避難先自治体、避難元自治体、各種関係機関等との連携の強化を図り、一体的・総合的な支援が必要とされている。

(2) 今後の展望

避難元への帰還または都への定住など、避難者の意向を踏まえて各地域で自立して生活できるように、関係機関が連携し一体的・総合的な支援を展開していく必要がある。

3 就労支援

震災等緊急雇用対応事業

産業労働局 雇用就業部 就業推進課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災後の被災地雇用対策として、国が平成23年度一次補正(震災対応事業)及び第三次補正予算(震災等緊急雇用対応事業)を措置。それを財源として、既存の緊急雇用創出事業を活用して各都道府県が実施した。

(2) 経緯・取組

平成23年5月 震災対応事業の新設(事業期間
平成23年度内)

平成23年11月 震災等緊急雇用対応事業の新設
(事業期間 平成23年度から25年
度まで)

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災等の影響による失業者(被災求職者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者)に対する一時的な雇用・就業機会を創出する。

(2) 内容

東京都及び区市町村が、民間企業等に対する委託事業や直接雇用(自治体における臨時職員の雇用)により、被災求職者等を雇い入れる。

3 実績

被災求職者の雇用数

・震災対応事業(平成23年度) 182名

・震災等緊急雇用対応事業(平成23年度から25年度まで)211名
平成25年度末で終了

4 具体的な事業例

都内区市町村における東日本大震災避難者・被災者の臨時職員雇用

5 その他

庁内及び区市町村における事業の掘り起こしに苦労した。

緊急就職支援事業

産業労働局 雇用就業部 就業推進課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災の発生に伴い、被災地の雇用情勢の回復・安定に相当程度の時間を要することが見込まれたため、「東京緊急対策2011」において、都内への避難の長期化が懸念される被災者を対象に都内での雇用・就業を支援する当該事業を盛り込み、東京しごとセンターに専門相談窓口を開設した。

(2) 経緯・取組

平成23年5月 「東京緊急対策2011」の公表

平成23年8月 東京しごとセンター(飯田橋・

多摩)に緊急就職支援窓口を開設

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災の発生に伴い、都内での就職を希望する被災者・避難者の就職と職場定着を支援し、安定雇用を促進する。

(2) 内容

ア 専門相談窓口の設置

イ ジョブコーディネーターによる支援

専門相談窓口に、企業の人事担当者 OB等の専門相談員(ジョブコーディネーター)を配置
＜求職者向け＞カウンセリングから就職後の相談・助言の実施、職場訪問等による支援
＜採用企業向け＞人材育成等に関する相談・助言の実施

- ウ 各種就職支援メニューの実施
しごとセンター事業と連携し、各種セミナーや職場見学、就職面接会等を実施
- エ 採用企業への助成金の支給
当該事業による支援対象者を一定の条件で採用した企業に対し、助成金を支給

3 実績（平成23年8月から平成26年3月末まで）

- ・事業への登録者数 788名
- ・就職者数 550名
- ・職場訪問件数 526件
- ・助成金支給件数 113件

4 その他

- 東京しごとセンターを利用された方の声
- ・20代女性(福島県より避難)
福島市から単身で自主避難しました。
東京に来てからしばらくは非正規雇用で働いていましたが、退社し、東京しごとセンターで正社員の仕事を探しました。
「本当に仕事が見つかるのだろうか？ジョブコー

ディネーターの方々はどこまで手を貸して下さいのだろうか？」最初は半信半疑の状態でしたが、行って正解でした。

応募書類や面接対策など、一人では大変な準備もこちらのペースに合わせて無理なく進めて下さいました。就職活動は初めてだったため、疑問や不安が多く精神的疲労もありましたが、些細なことにも答えて下さり、励まして頂けたことは大きな安心感でした。

その後、無事に事務職の正社員として就職することができました。

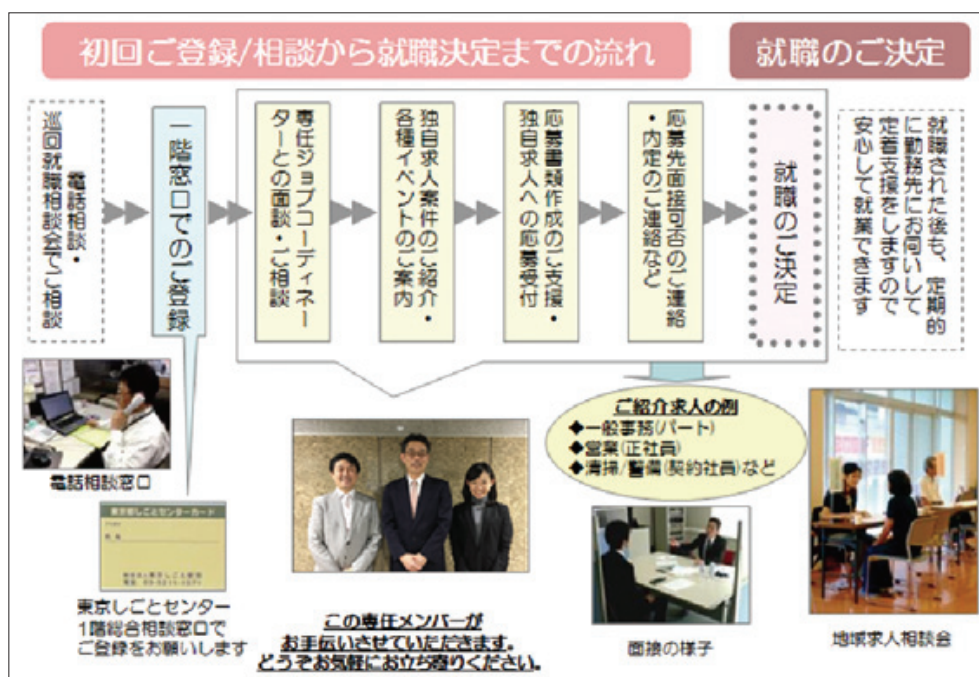
就職活動で迷われている皆様はまずは一步、しごとセンターに行ってみてください。職場への定着支援もあり、いつでも相談できる場があるというのはとても大きいです。

- ・30代男性(福島県より避難)

自力で一度は就職しましたが、以前とは全く違う仕事に就き、人間関係が上手いかず精神的に疲れてしまい、一年半で辞めてしまいました。

東京しごとセンターに登録してみようと、巡回就職相談会に来ていたところに相談しに行きました。いろいろ話を聞いてもらい、登録して自分を見つめ直す所から始め、安心して相談できました。

登録して4か月後、結局は人脈での就職となりましたが、東京しごとセンターにお世話になり有難く思っています。



＜相談から就職決定までの流れ(避難されている方へのご案内)＞

4 使用料の減免

水道料金の減免

水道局 サービス推進部 業務課

1 事業実施の経緯

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免は、平成23年5月27日に公表された被災地・被災者支援等を目的とする「東京緊急対策2011」の避難者支援事業の一つであり、東京都給水条例第30条1項により実施している。

同様な取組として、平成12年に三宅島噴火時の避難者に対しての減免措置があり、今回の支援事業の減免基準は三宅島噴火時の減免と同様の範囲としている。

(2) 経緯・取組

平成23年3月29日付『「二正面作戦」の拡充に向けた「基本方針」及び「緊急対策」の策定について』を受け、緊急対策として東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免措置の検討を開始した。

< 具体的経過 >

平成23年

4月19日 緊急対策として東日本大震災による避難者に対する水道料金の減免事業案を策定

5月17日 下水道局及び都営水道26市町に対し下水道料金の取り扱いに関する意向を調査

5月30日 「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免について」をプレス発表

(減免措置期間は避難者が水道を開始した日の属する月分から平成23年9月30日まで ※3月11日以降、対象要件が発生した時期に遡及して適用) 以降、4度減免措置期間を延長し、平成27年3月31日までとなっている。

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災により居住継続が困難となった被災者又は、福島第一・第二原子力発電所の周辺におい

て、国から避難指示等が出された地域等からの避難者に対する経済的支援を目的とする。

(2) 内容

ア 対象者

次に掲げる避難者等が、給水契約者である場合は給水契約者本人、親族等の住宅に入居している場合は当該住宅の給水契約者を対象とする。

(ア) 東日本大震災により居住継続が困難となった被災者

(イ) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出た地域からの避難者

イ 減免内容

(ア) 平成26年5月分まで

基本料金と1月あたり使用水量10m³までの分に係る従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額を免除する。

集合住宅雑用水料金は1月あたり121円を(消費税相当額を含む。)を免除する。

(イ) 平成26年6月分から

基本料金と1月あたり使用水量10m³までの分に係る従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額を免除する。

集合住宅雑用水料金は1月あたり125円(消費税相当額を含む。)を免除する。

ウ 減免期間

平成27年3月31日まで(使用開始日に遡って適用) ※既に減免措置を適用されている方の再申請手続きは不要

エ 対象地域

23区及び多摩地区都営水道26市町

オ 受付方法

(ア) 都営住宅等東京都があっせんした住宅に入居の避難者は申請書等の提出は不要とする。

- (イ) その他の住宅に入居する避難者は、全国避難者情報システムに登録された避難先住所へ減免申請書を郵送し、避難者本人が記入のうえ、郵送にて申請書等を返送する。
- (ウ) 営業所及び多摩地区サービスステーション窓口へ申請書を提出する。

カ 申請に必要な書類
減免申請書、り災証明書又は被災証明書(写し可)
※提出が困難な場合は、被災時の住所が分かる書類(運転免許証、保険証等)の写しでも可。

3 実績・成果

(1) 実績

水道料金減免実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
減免件数	35,705件	43,950件	41,072件
減免水量	553,498㎡	594,990㎡	595,312㎡
減免額	43,378千円	55,583千円	52,295千円

※減免件数は、1適用者の1月分を1件で計上している。

(2) 成果

東日本大震災の避難者に対して経済的支援を行うことができた。申請方法の工夫として、都営住宅等東京都があっせんした住宅に入居の避難者については申込書に個人情報の目的外提供の承諾を記載することで都市整備局から情報提供を可能とし、減免申込書等の提出を不要とした。当該の避難者へは直近の請求時に減免適用の通知を行った。

また、全国避難者情報システムの登録について営業所等掲示版への掲示及び営業所等窓口における配布を実施した。全国避難者情報システムの情報を総務局から提供を受けて避難先住所へ減免申請書等を郵送した。

なお、現在も定期的に総務局からの提供に基づき対象者に対して避難先住所へ減免申請書の送付を行っている。

このように避難者の手続きの負担を省略した結果、多くの避難者に対して減免を適用することができた。

その他の取り組みとして、減免措置期間の延長が決定した際はその都度避難者宛てにお知らせを送付し、入居状況も確認している。

4 事業実施に当たっての課題等

- (1) 課題
減免措置は、水道料金制度の例外措置であるため、今後の減免措置の延長については避難状況等を考慮して検討していく必要がある。
- (2) 今後の展望
減免適用者年度末現在数は平成24年7月をピークに減少傾向であり、平成25年度末現在で減免適用者数は3,140件である。避難期間が長期的なものとなっているため、今後も東日本大震災の避難者への継続的な支援の実施について関連部署と調整していく。

5 その他

局内だけでなく都市整備局、総務局、区市町等との調整事項があるとともに、都営住宅等への避難者の入居が始まっている中で速やかに減免措置を実施することが必要であったため、準備作業を分類し、担当者を割り振って調整を進めた。

都市整備局及び総務局からの情報提供資料は重要資料として厳重に管理することに留意して減免の適用に向けた確認作業を行った。

区市町によって避難者数にばらつきがあったため、避難者が多い管轄の営業所等においては減免入力作業を分担し、迅速な事務処理を行った。

下水道料金の減免

下水道局 総務部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災により居住継続が困難になった被災者及び、福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者に対して、生活支援を図るため、下水道料金の減免措置を実施することとした。

(2) 経緯・取組

平成23年

5月30日 「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免について」プレス発表(適用期間：水道を使用開始した日の属する月分から平成23年9月30日まで)

8月24日 「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表(減免措置期間の延長：平成24年7月31日まで)

平成24年

5月30日 「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表(減免措置期間の延長：平成25年3月31日まで)

平成25年

3月28日 「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表(減免措置期間の延長：平成26年3月31日まで)

平成26年

3月28日 「東日本大震災による避難者に対する水道料金・下水道料金の減免措置期間の延長について」プレス発表(減免措置期間の延長：平成27年3月31日まで)

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災により居住継続が困難となった被災者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者に

対し、下水道料金を減免することにより、生活の安定に寄与する。

(2) 内容

ア 減免対象

東日本大震災により居住継続が困難となった被災者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者について、避難者等が給水契約者である場合は本人、親族等の住居に入居している場合は当該住宅の給水契約者を対象とする。

※下水道料金については23区の居住者

イ 減免額

・平成26年5月分まで

1月当たり8立方メートル以下の汚水排出量にかかる料率額に100分の105を乗じて得た額

・平成26年6月分から

1月当たり8立方メートル以下の汚水排出量にかかる料率額に100分の108を乗じて得た額

3 実績

下水道料金減免実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
減免件数	24,737件	31,730件	29,839件
減免水量	164,620㎥	210,107㎥	197,456㎥
減免額	14,117千円	18,561千円	17,474千円

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

対象者の方とにかくに周知するかが課題であった。そのため、広報東京都やニュース東京の下水道等で周知するとともに、減免対象の方へ周知していただくよう23区の各区長あてに依頼した。

(2) 今後の展望

今後も東日本大震災の避難者への支援の実施について、関連部署と調整していく。